

第4章 貸付事業

第1節 貸付の概要

1	貸付一覧表	402
2	申込手続き	404
3	申込締切日・審査日・貸付日	404
4	貸付資格	404
5	貸付総額の上限	405
6	貸付利率	406
7	団体信用生命保険料等の負担	406
8	貸付残額の確認（計算方法）	407

第2節 貸付種別の説明

1	生活資金	408
2	生活資金（災害）	410
3	生活資金（オートローン）	412
4	購入資金	415
5	奨学資金	417
6	教育資金	421
7	結婚資金	424
8	住宅資金	426
9	災害復旧の為の貸付	433
10	差引貸付	435
11	金融機関等からの借換え	438
12	団体信用生命保険	439

第3節 返済について

1	通常返済	440
2	一括返済	443
3	一部繰上償還	445
4	償還猶予	448
5	休職・休業期間中の貸付金の返済方法	451
6	人事異動に伴う返済方法	453
7	退職（組合員資格喪失）に伴う貸付金の清算	454
8	60歳に達した翌年度からの返済方法の変更	455

第4節 貸付金証明書の発行について

1	住宅借入金等特別控除のための年末残高証明書	456
2	その他貸付金に係る証明書	456

付 録	貸付関係様式一覧表	457
-----	-----------	-----

第1節 貸付の概要 / 1 貸付一覧表

貸付種別		貸付資格	貸付限度額	返済回数 (ボーナス)	口数	差引 貸付	償還 猶予
生活資金		加入後1か月以上	200万円	120回以内 (20回以内)	1	可	可
		臨時に資金が必要なとき					
生活資金 (災害)		加入後1か月以上	200万円	120回以内 (20回以内)	1	不可	可
		現職組合員が水震火災等の災害を受け資金が必要なとき					
生活資金 (オートローン)		加入後1か月以上	400万円	120回以内 (20回以内)	1	可	可
		自家用車・オートバイ・自転車を購入する資金が必要なとき 車検・修理費用が必要なとき 金融機関等からの借換え可					
購入資金		(物資購入) 指定商店で物資購入をしたとき (組織グループ保険) 静岡県教職員生活協同組合で申込みの組織グループ保険料					
	物資購入	加入後1か月以上	貸付金残額の合計 が200万円以内	60回以内 (不可)	4	不可	不可
	組織グループ保険	加入後1か月以上		12回 (不可)	1	不可	不可
奨学資金		加入後1か月以上	(送金月額) 高校5万円以内 大学10万円以内 (専門学校・大学院を含む。)	240回以内 (40回以内)	2	不可	可
		現職組合員本人、現職組合員の子及び兄弟姉妹の学資資金が必要なとき(学則に定める最低修業年限以内において毎月送金、送金終了後の翌月より返済) 学校の範囲は高校、大学、専門学校(専修学校)、大学院					
教育資金		加入後1か月以上	300万円	240回以内 (40回以内)	2	可	可
		現職組合員本人、現職組合員の子及び兄弟姉妹が学校に入学及び修学するために資金が必要なとき 学校の範囲は高校、大学、専門学校(専修学校)、大学院					
結婚資金		加入後1か月以上	200万円	120回以内 (20回以内)	1	不可	可
		現職組合員本人又は現職組合員の子が結婚のために資金が必要なとき					

住宅資金以外の貸付総額の上限は、既貸付の貸付残額と新たに申込む貸付の申込額の合計額が、貸付総額の上限を超えないこととする。

在会期間	貸付総額の上限
加入後1年未満	200万円
加入後1年以上5年未満	300万円
加入後5年以上10年未満	500万円
加入後10年以上	900万円

第1節 貸付の概要 / 1 貸付一覧表

貸付種別	貸付資格	貸付限度額	返済回数 (ボーナス)	口 数	差引 貸付	償還 猶予
住 宅 資 金	加入後 1 年未満	200 万円	360 回以内 (60 回以内)	1	可	可
	加入後 1 年以上 2 年未満	300 万円				
	加入後 2 年以上 5 年未満	500 万円				
	加入後 5 年以上10 年未満	2, 000 万円				
	加入後 10 年以上	3, 000 万円				
	現職組合員が居住する住宅及び付属設備の建築、購入又は宅地購入のための資金が必要なとき、 金融機関等からの借換え可					

※短期組合員（任用期間の定めのある職員）は、貸付事業対象外

第1節 貸付の概要

項 目		摘 要			
2	申 込 手 続 き	「貸付金借用申込書」又は「住宅資金借用申込書」に必要書類を添付し、所属所（互助組合事務取扱者⇒所属所長）を経由して互助組合へ申込む。			
3	申 込 締 切 日・審 査 日・貸 付 日	貸付金借用申込書が申込締切日に互助組合に到着している場合			
		貸付種別	申込締切日	審査日	貸付日
		生活資金	8 日 →	11 日 →	15 日
		生活災害資金			
		オートローン	18 日 →	21 日 →	25 日
		教育資金			
		結婚資金	28 日 →	翌 1 日 →	5 日
		奨学資金	28 日 →	翌 1 日 →	5 日
		住宅資金	20 日 →	翌 1 日 →	15 日
		1 申込締切日			
		(1) 12 月、3 月、4 月の 28 日は行わない。 (翌月 8 日締切として、貸付日は 15 日とする。)			
		(2) 2 月 28 日は、2 月 26 日とする。			
		(3) 互助組合休業日の場合は、前日とする。			
		2 審査日			
		互助組合休業日の場合は、翌日とする。			
		3 貸付日			
		金融機関休業日の場合は、翌営業日とする。			
		4 貸付決定通知書の送付			
		審査の結果、貸付が決定した場合、所属所経由で貸付決定通知書を送付する。			
4	貸 付 資 格	1 貸付資格			
		貸付日に貸付資格の範囲内で申込みすることができる。			
		2 知事部局等との人事異動による在会期間の特例			
		人事異動により教職員互助組合を退会したことがある場合は、異動後、直ちに互助組合に加入した者に限り、特例で過去の教職員互助組合在会期間を通算して貸付資格とする。			
		3 割愛による他県からの異動の場合			
		割愛により退職金が支給されずに引き継いだ場合は、他県の在職期間と静岡県の在職期間を通算して貸付資格とする。			
		4 貸付の制限			
		退職手当が支給されない者への貸付は、不可とする。			
		5 短期組合員（任用期間の定めのある職員）は、貸付事業の対象外			

第1節 貸付の概要

項 目	摘 要																						
5 貸付総額の上限	1 在会期間により貸付総額の上限を次のとおりとする。 (1) 住宅資金以外の貸付総額の上限 既貸付の貸付残額と新たに申込み貸付の申込額の合計額が、貸付総額の上限を超えないこととする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>在会期間</th><th>貸付総額の上限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入後1年未満</td><td>200万円</td></tr> <tr> <td>加入後1年以上5年未満</td><td>300万円</td></tr> <tr> <td>加入後5年以上10年未満</td><td>500万円</td></tr> <tr> <td>加入後10年以上</td><td>900万円</td></tr> </tbody> </table> [申込額の計算の事例] 加入期間5年未満（貸付総額の上限300万円）で、既にオートローンの貸付残額が2,208,459円ある現職組合員が、新たに生活資金を申込み場合 ア 貸付総額の上限からオートローン貸付残額を差し引いた金額以内（10万円単位）となる。 $(\text{貸付総額の上限}) - (\text{オートローン残額}) = (\text{貸付可能額の目安})$ $3,000,000 \text{円} - 2,208,459 \text{円} = 791,541 \text{円}$ イ 生活資金の貸付限度額は200万円となるが、上記(1)のとおり今回は70万円以内で10万円単位の申込みとなる。 新たに申込み生活資金の申込額上限額 ⇒ 70万円 (2) 住宅資金の上限 <table border="1"> <thead> <tr> <th>在会期間</th><th>貸付総額の上限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入後1年未満</td><td>200万円</td></tr> <tr> <td>加入後1年以上2年未満</td><td>300万円</td></tr> <tr> <td>加入後2年以上5年未満</td><td>500万円</td></tr> <tr> <td>加入後5年以上10年未満</td><td>2,000万円</td></tr> <tr> <td>加入後10年以上</td><td>3,000万円</td></tr> </tbody> </table> 2 60歳に達した翌年度以降の新規貸付 定年退職（予定）時の住宅資金及び住宅資金以外の貸付残額の合計が2,000万円以下とする。	在会期間	貸付総額の上限	加入後1年未満	200万円	加入後1年以上5年未満	300万円	加入後5年以上10年未満	500万円	加入後10年以上	900万円	在会期間	貸付総額の上限	加入後1年未満	200万円	加入後1年以上2年未満	300万円	加入後2年以上5年未満	500万円	加入後5年以上10年未満	2,000万円	加入後10年以上	3,000万円
在会期間	貸付総額の上限																						
加入後1年未満	200万円																						
加入後1年以上5年未満	300万円																						
加入後5年以上10年未満	500万円																						
加入後10年以上	900万円																						
在会期間	貸付総額の上限																						
加入後1年未満	200万円																						
加入後1年以上2年未満	300万円																						
加入後2年以上5年未満	500万円																						
加入後5年以上10年未満	2,000万円																						
加入後10年以上	3,000万円																						

第2節 貸付の概要

項 目	摘 要																								
6 貸付利率	1 貸付利率は、変動金利となる。 2 貸付利率は、財政融資資金預託金利等により変動する。 (1) 令和3年6月まで <table><tr><th>貸付種別</th><th>年利</th><th>月利</th><th>日利</th></tr><tr><td>生活資金 オートローン 奨学資金 教育資金 結婚資金 生活災害資金</td><td>1.30%</td><td>0.108333%</td><td>0.003561%</td></tr><tr><td>住宅資金</td><td>1.00%</td><td>0.083333%</td><td>0.002739%</td></tr></table> (2) 令和3年7月以降 <table><tr><th>貸付種別</th><th>年利</th><th>月利</th><th>日利</th></tr><tr><td>生活資金 オートローン 奨学資金 教育資金 結婚資金 生活災害資金</td><td>1.00%</td><td>0.083333%</td><td>0.002739%</td></tr><tr><td>住宅資金</td><td>1.00%</td><td>0.083333%</td><td>0.002739%</td></tr></table> 3 奨学資金 送金期間中の送金額に対しては無利息とする。送金終了月の25日を貸付日として利息が生じる。	貸付種別	年利	月利	日利	生活資金 オートローン 奨学資金 教育資金 結婚資金 生活災害資金	1.30%	0.108333%	0.003561%	住宅資金	1.00%	0.083333%	0.002739%	貸付種別	年利	月利	日利	生活資金 オートローン 奨学資金 教育資金 結婚資金 生活災害資金	1.00%	0.083333%	0.002739%	住宅資金	1.00%	0.083333%	0.002739%
貸付種別	年利	月利	日利																						
生活資金 オートローン 奨学資金 教育資金 結婚資金 生活災害資金	1.30%	0.108333%	0.003561%																						
住宅資金	1.00%	0.083333%	0.002739%																						
貸付種別	年利	月利	日利																						
生活資金 オートローン 奨学資金 教育資金 結婚資金 生活災害資金	1.00%	0.083333%	0.002739%																						
住宅資金	1.00%	0.083333%	0.002739%																						
7 団体信用生命保険等の負担	1 団体信用生命保険（住宅資金） 団体信用生命保険料は互助組合が負担する。 2 収入印紙（住宅資金） 「住宅資金貸付に関する契約証書」に貼付する収入印紙は互助組合が負担する。																								

第1節 貸付の概要

項 目	摘 要
8 貸付残額の確認 (計算方法)	償還表又は掛金及び貸付返済金内訳書で確認することができる。 1 毎月払いの貸付残額 「掛金及び貸付金内訳書」の貸付残額又は償還表に記載されている金額が月末残額となる。 2 ボーナス払いの貸付残額 ボーナス返済月から当月末日までの経過利息が加算されたものが貸付残額となる。 [ボーナス払い貸付残額の計算方法] 8月に一括弁済する場合の貸付残額 (1) 6月分返済後の貸付残額が3,478,568円の場合、2か月分の経過利息が加算され8月末の貸付残額となる。 $ \begin{array}{rcl} 3,478,568 \text{ 円} & \times & 0.0833\% \text{ (月利)} = 2,897.64 \text{ 円} \\ 2,897.64 \text{ 円} & \times & 2 \text{ か月} = 5,795 \text{ 円} \\ & & \text{(円未満切り捨て)} \\ 3,478,568 \text{ 円} & + & 5,795 \text{ 円} = 3,484,363 \text{ 円} \end{array} $ (2) ボーナス払い分の8月末貸付残額 $\Rightarrow$ 3,484,363円 3 償還猶予した者の貸付残額 (1) 未償還元金 毎月、送付している「掛金及び貸付金内訳書」及び返済再開時に送付した「償還猶予返済再開通知書兼償還表」には、未償還元金が記載されている。 (2) 償還猶予をした返済金の利息部分の残額 返済再開時に送付した「償還猶予返済再開通知書兼償還表」の猶予毎月償還額及び猶予ボーナス償還額の利息欄に記載されている当月以降の利息額の合計が利息部分の残額となる。 (3) 貸付残額 未償還元金と償還猶予した返済金の利息部分の残額の合計が貸付残額となる。

第2節 貸付種別の説明 / 1 生活資金

項 目	摘 要															
	物資購入等さまざまな目的で資金が必要なとき貸付を受けることができる。															
(1) 貸付事由	臨時に資金が必要なとき															
(2) 貸付資格	加入後 1 か月以上															
(3) 貸付限度額	ア 生活資金の貸付限度額 200 万円以内（10 万円単位） イ 住宅資金以外の貸付総額の上限 在会期間により貸付総額の上限を次のとおりとする。 ウ 差引貸付の場合は、既貸付の貸付残額と新たに申込む貸付の申込額の合計額とし、貸付総額の上限を超えないこととする。 「第 1 節 5 貸付総額の上限」（405 ページ）を参照 <table><tr><th>在会期間</th><th>貸付総額の上限</th></tr><tr><td>加入後 1 年未満</td><td>200 万円</td></tr><tr><td>加入後 1 年以上 5 年未満</td><td>300 万円</td></tr><tr><td>加入後 5 年以上10年未満</td><td>500 万円</td></tr><tr><td>加入後10年以上</td><td>900 万円</td></tr></table>	在会期間	貸付総額の上限	加入後 1 年未満	200 万円	加入後 1 年以上 5 年未満	300 万円	加入後 5 年以上10年未満	500 万円	加入後10年以上	900 万円					
在会期間	貸付総額の上限															
加入後 1 年未満	200 万円															
加入後 1 年以上 5 年未満	300 万円															
加入後 5 年以上10年未満	500 万円															
加入後10年以上	900 万円															
(4) 返済方法	<table><tr><th>項 目</th><th>摘 要</th><th>参照ページ</th></tr><tr><td>通常返済</td><td> ア 毎月払い又は、ボーナス払い併用 イ ボーナス払い併用の場合 (ア) 借入額が 100 万円以上のとき可 (イ) 借用する互助組合貸付金の 1 口のみ返済可 </td><td>440</td></tr><tr><td>一括弁済</td><td>可</td><td>443</td></tr><tr><td>一部繰上償還</td><td>可</td><td>445</td></tr><tr><td>償還猶予</td><td>育児休業のみ可</td><td>448</td></tr></table>	項 目	摘 要	参照ページ	通常返済	ア 毎月払い又は、ボーナス払い併用 イ ボーナス払い併用の場合 (ア) 借入額が 100 万円以上のとき可 (イ) 借用する互助組合貸付金の 1 口のみ返済可	440	一括弁済	可	443	一部繰上償還	可	445	償還猶予	育児休業のみ可	448
項 目	摘 要	参照ページ														
通常返済	ア 毎月払い又は、ボーナス払い併用 イ ボーナス払い併用の場合 (ア) 借入額が 100 万円以上のとき可 (イ) 借用する互助組合貸付金の 1 口のみ返済可	440														
一括弁済	可	443														
一部繰上償還	可	445														
償還猶予	育児休業のみ可	448														
(5) 返済回数	<table><tr><th>項 目</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>毎月返済</td><td>120 回以内</td></tr><tr><td>ボーナス返済</td><td>「毎月返済の返済回数÷ 6」で得た回数以内</td></tr></table>	項 目	摘 要	毎月返済	120 回以内	ボーナス返済	「毎月返済の返済回数÷ 6」で得た回数以内									
項 目	摘 要															
毎月返済	120 回以内															
ボーナス返済	「毎月返済の返済回数÷ 6」で得た回数以内															
(6) 返済金額	「第 3 節 1 通常返済」（440 ページ）を参照 ア 毎月返済 毎月の返済額が、給料月額（教職調整額を含まない。）の 3 分の 1 以内（総返済額には共済組合等の貸付の返済額を含む。）															

第2節 貸付種別の説明 / 1 生活資金

項 目	摘 要												
	イ ボーナス返済 期末・勤勉手当から控除できる範囲内												
(7) 口数	1 口												
(8) 提出書類	貸付金借用申込書兼借用証書（様式貸付 01 号） ※互助組合ホームページよりダウンロードする。												
(9) 添付書類	なし												
(10) 貸付利率	変動金利 年利 1.00%												
(11) 差引貸付	ア 生活資金の貸付限度額の範囲内で貸付を受け、借用中の貸付残額を差し引いて送金する。 ただし、住宅資金以外の既貸付の貸付残額と新たに申込む貸付の申込額の合計額が、貸付総額の上限を超えないこととする。 なお、ボーナス払い返済金控除のための事務処理の関係で差引貸付ができない貸付日がある。 「第 2 節 12 差引貸付」（435 ページ）を参照 イ 貸付条件 既納回数にかかわらず既貸付の借入残額が 150 万円未満のとき												
(12) 申込書締切日・審査日・貸付日	ア 日程 <table><tr><td>申込締切日</td><td>審査日</td><td>貸付日</td></tr><tr><td>8 日 →</td><td>11 日 →</td><td>15 日</td></tr><tr><td>18 日 →</td><td>21 日 →</td><td>25 日</td></tr><tr><td>28 日 →</td><td>翌月 1 日 →</td><td>5 日</td></tr></table> イ 休祝日等による日程変更 「第 1 節 3 申込締切日・審査日・貸付日」（404 ページ）を参照	申込締切日	審査日	貸付日	8 日 →	11 日 →	15 日	18 日 →	21 日 →	25 日	28 日 →	翌月 1 日 →	5 日
申込締切日	審査日	貸付日											
8 日 →	11 日 →	15 日											
18 日 →	21 日 →	25 日											
28 日 →	翌月 1 日 →	5 日											
(13) 留意点	ア 人事異動に伴う貸付金の取扱い 「第 3 節返済について」（453 ページ）を参照 イ 退職（組合員資格喪失）に伴う貸付金の清算 「第 3 節返済について」（454 ページ）を参照 ウ 住宅の建築、購入資金の一部として借用した場合 生活資金は「住宅借入金等特別控除」の要件に該当する貸付にあたらないため、年末残高証明書は発行されない。												

第2節 貸付種別の説明 / 2 生活資金（災害）

項 目	摘 要															
	現職組合員（一般組合員）が、規程第 21 条に規定する程度の天災地変等により被災したとき、その復旧のための貸付（生活資金及び住宅資金）を受けることができる。 災害復旧のための特別措置として、貸付の範囲及び貸付利率を理事会で決めることができる。															
(1) 貸付事由	現職組合員（一般組合員）の住居等が水震火災等により災害を受け資金が必要なとき															
(2) 貸付資格	ア 加入後 1 か月以上 イ 被災後 6 か月以内															
(3) 貸付条件	事業の運営に関する規程第 4 章給付事業第 21 条災害見舞金に規定する程度の災害を受けたとき 事業の運営に関する規程第 4 章給付事業第21条災害見舞金(抜粋) (1) 住居及び家財の全部が滅失したとき (2) 住居及び家財の 2 分の 1 以上が滅失したとき (3) 住居又は家財の全部が滅失したとき (4) 住居及び家財の 3 分の 1 以上が滅失したとき (5) 住居又は家財の 2 分の 1 以上が滅失したとき (6) 床上浸水 120 c m以上のとき (7) 住居又は家財の 3 分の 1 以上が滅失したとき (8) 床上浸水 30 c m以上のとき (9) 前各号に該当しない損害を受けたとき															
(4) 貸付限度額	200 万円以内（10 万円単位）															
(5) 返済方法	<table><tr><th>項 目</th><th>摘 要</th><th>参照ページ</th></tr><tr><td>通常返済</td><td>ア 毎月払い又は、ボーナス払い併用 イ ボーナス払い併用の場合 (ア) 借入額が 100 万円以上のとき可 (イ) 借用する互助組合貸付金の 1 口のみ返済可</td><td>440</td></tr><tr><td>一括弁済</td><td>可</td><td>443</td></tr><tr><td>一部繰上償還</td><td>可</td><td>445</td></tr><tr><td>償還猶予</td><td>育児休業のみ可</td><td>448</td></tr></table>	項 目	摘 要	参照ページ	通常返済	ア 毎月払い又は、ボーナス払い併用 イ ボーナス払い併用の場合 (ア) 借入額が 100 万円以上のとき可 (イ) 借用する互助組合貸付金の 1 口のみ返済可	440	一括弁済	可	443	一部繰上償還	可	445	償還猶予	育児休業のみ可	448
項 目	摘 要	参照ページ														
通常返済	ア 毎月払い又は、ボーナス払い併用 イ ボーナス払い併用の場合 (ア) 借入額が 100 万円以上のとき可 (イ) 借用する互助組合貸付金の 1 口のみ返済可	440														
一括弁済	可	443														
一部繰上償還	可	445														
償還猶予	育児休業のみ可	448														

第2節 貸付種別の説明 / 2 生活資金（災害）

項 目		摘 要	
(6)	返済回数	項 目	摘 要
		毎月返済	120 回以内
		ボーナス返済	「毎月返済の返済回数÷6」で得た回数以内
(7)	返済金額	「第3節1通常返済」(440 ページ) を参照 ア 毎月返済 毎月の返済額が、給料月額(教職調整額を含まない。)の3分の1以内(総返済額には共済組合等の貸付の返済額を含む。) イ ボーナス返済 期末・勤勉手当から控除できる範囲内	
(8)	口数	1 口	
(9)	提出書類	貸付金借用申込書兼借用証書(様式貸付 01 号) ※互助組合ホームページよりダウンロードする。	
(10)	添付書類	罹災証明の写し	
(11)	貸付利率	変動金利 年利 1.00%	
(12)	差引貸付	不可	
(13)	申込書締切日・審査日・貸付日	ア 日程	
		申込締切日	審査日
		8 日 →	11 日 →
		18 日 →	21 日 →
		28 日 →	翌月 1 日 →
		貸付日	5 日
		イ 休祝日等による日程変更 「第1節3申込締切日・審査日・貸付日」(404 ページ) を参照	
(14)	災害復旧のための特別措置	事業の運営に関する規程(災害復旧の為の貸付) 現職組合員が天災地変等により被災し、その復旧の為に借り受ける生活資金及び住宅資金の貸付金については、災害復旧支援のための特別措置として貸付の適用範囲並びに貸付利率等を理事会で決めることができる。	
(15)	留意点	ア 人事異動に伴う貸付金の取扱い 「第3節返済について」(453 ページ) を参照	
		イ 退職(組合員資格喪失)に伴う貸付金の清算 「第3節返済について」(454 ページ) を参照	

第2節 貸付種別の説明 / 3 生活資金（オートローン）

項 目	摘 要										
	現職組合員（一般組合員）が自家用に用いる自動車、オートバイ、自転車の購入及び車検・修理費用のために資金が必要なときは貸付を受けることができる。										
(1) 借用理由	現職組合員（一般組合員）が自家用車、オートバイ、自転車を購入するために資金が必要なとき、車検・修理費用が必要なとき										
(2) 貸付の範囲	ア 自家用車の範囲 (ア) 新車、中古車、オートバイ（原動機付き自転車含む）、自転車は貸付可 (イ) 営業目的等は、対象外 イ 所有者 車両の所有者は、オートローン借受人の現職組合員（一般組合員）とする。ただし、使用者は家族でも可。 ウ 残価設定型クレジットの場合 残価設定型クレジットは、貸付対象外とする。ただし、現職組合員（一般組合員）所有のための買い取りの場合は貸付可。										
(3) 貸付資格	加入後 1 か月以上										
(4) 貸付限度額	ア オートローンの貸付限度額 (ア) 400 万円以内（10 万円単位） (イ) 売買契約書等の金額以内（10 万円未満の端数は切捨て）で、10 万円単位 イ 住宅資金以外の貸付総額の上限 在会期間により貸付総額の上限を次のとおりとする。 ウ 差引貸付の場合は、既貸付の貸付残額と新たに申込む貸付の申込額の合計額とし、貸付総額の上限を超えないこととする。 「第 1 節 5 貸付総額の上限」（405 ページ）を参照 <table><tr><th>在会期間</th><th>貸付総額の上限</th></tr><tr><td>加入後 1 年未満</td><td>200 万円</td></tr><tr><td>加入後 1 年以上 5 年未満</td><td>300 万円</td></tr><tr><td>加入後 5 年以上10年未満</td><td>500 万円</td></tr><tr><td>加入後10年以上</td><td>900 万円</td></tr></table>	在会期間	貸付総額の上限	加入後 1 年未満	200 万円	加入後 1 年以上 5 年未満	300 万円	加入後 5 年以上10年未満	500 万円	加入後10年以上	900 万円
在会期間	貸付総額の上限										
加入後 1 年未満	200 万円										
加入後 1 年以上 5 年未満	300 万円										
加入後 5 年以上10年未満	500 万円										
加入後10年以上	900 万円										
(5) 返済方法	<table><tr><th>項 目</th><th>摘 要</th><th>参照</th></tr><tr><td>通常返済</td><td>ア 毎月払い又は、ボーナス払い併用 イ ボーナス払い併用の場合 (ア) 借入額が 100 万円以上のとき可 (イ) 借用する互助組合貸付金の 1 口のみ返済可</td><td>440</td></tr></table>	項 目	摘 要	参照	通常返済	ア 毎月払い又は、ボーナス払い併用 イ ボーナス払い併用の場合 (ア) 借入額が 100 万円以上のとき可 (イ) 借用する互助組合貸付金の 1 口のみ返済可	440				
項 目	摘 要	参照									
通常返済	ア 毎月払い又は、ボーナス払い併用 イ ボーナス払い併用の場合 (ア) 借入額が 100 万円以上のとき可 (イ) 借用する互助組合貸付金の 1 口のみ返済可	440									

第2節 貸付種別の説明 / 3 オートローン

項 目	摘 要		
	項 目	摘 要	参照
	一括弁済	可	443
	一部繰上償還	可	445
	償還猶予	育児休業のみ可	448
(6) 返済回数	項 目	摘 要	
	毎月返済	120 回以内	
	ボーナス返済	「毎月返済の返済回数÷ 6」で得た回数以内	
(7) 返済金額	「第 3 節 1 通常返済」（440 ページ）を参照 ア 毎月返済 毎月の返済額が、給料月額（教職調整額を含まない。）の 3 分の 1 以内（総返済額には共済組合等の貸付の返済額を含む。） イ ボーナス返済 期末・勤勉手当から控除できる範囲内		
(8) 口数	1 口		
(9) 提出書類	貸付金借用申込書兼借用証書（様式貸付 01 号） ※互助組合ホームページよりダウンロードする。		
(10) 添付書類	売買契約書又は注文書（売買契約が明確である）の写し		
(11) 貸付利率	変動金利 年利 1.00%		
(12) 差引貸付	ア 貸付限度額の範囲内で新たに貸付を受け、借用中の貸付残額を差し引いて送金する貸付を受けることができる。 ただし、住宅資金以外の既貸付の貸付残額と新たに申込む貸付の申込額の合計額が、貸付総額の上限を超えないこととする。 なお、ボーナス払い返済金控除のための事務処理の関係で差引貸付が出来ない貸付日がある。 「第 2 節 12 差引貸付」（435 ページ）を参照 イ 貸付条件 借用中のオートローンを 1 年（12 回）以上返済している。 ウ 貸付限度額 貸付限度額以内で、借用中の貸付残額と購入する車等の売買契約書の金額の合計額以内（10 万円未満の端数は切捨て）で、10 万円単位		

第2節 貸付種別の説明 / 3 オートローン

項 目	摘 要												
	[差引貸付の事例] 借用中の貸付残額が 335, 478 円、売買契約書の金額が 155 万円の場合 335, 478 円+1, 550, 000 円=1, 885, 478 円 → 180 万円以内 ※10 万円未満端数は切捨てとなるので、180 万円以内の貸付申込みが可能となる。												
(13) 金融機関等からの借換え	ア 可 イ 貸付金額 金融機関等の貸付残額の範囲内（10 万円未満の端数は切捨て）で、10 万円単位 ウ 添付書類 金融機関等で発行された残高証明書又は償還表												
(14) 申込書締切日・審査日・貸付日	ア 日程 <table><tr><td>申込締切日</td><td>審査日</td><td>貸付日</td></tr><tr><td>8 日 →</td><td>11 日 →</td><td>15 日</td></tr><tr><td>18 日 →</td><td>21 日 →</td><td>25 日</td></tr><tr><td>28 日 →</td><td>翌月 1 日 →</td><td>5 日</td></tr></table> イ 休祝日等による日程変更 「第 1 節 3 申込締切日・審査日・貸付日」（404 ページ）を参照	申込締切日	審査日	貸付日	8 日 →	11 日 →	15 日	18 日 →	21 日 →	25 日	28 日 →	翌月 1 日 →	5 日
申込締切日	審査日	貸付日											
8 日 →	11 日 →	15 日											
18 日 →	21 日 →	25 日											
28 日 →	翌月 1 日 →	5 日											
(15) 留意点	ア 人事異動に伴う貸付金の取扱い 「第 3 節返済について」（453 ページ）を参照 イ 退職（組合員資格喪失）に伴う貸付金の清算 「第 3 節返済について」（454 ページ）を参照												

第2節 貸付種別の説明 / 4 購入資金

項 目	摘 要															
	指定商店で商品を購入したとき、その代金について購入資金を利用して分割払いをすることができる。															
(1) 貸付事由	ア 互助組合及び教職員生活協同組合の指定店での物資購入したとき イ 組織・グループ保険料を申込んだとき															
(2) 貸付資格	加入後 1 か月以上															
(3) 貸付限度額	上記の(1)借用理由ア、イの貸付残額と新たに希望する貸付額の合計が 200 万円以内かつ 4 口以内 組織・グループ保険料は、4 口に含まない。															
(4) 返済方法	<table><tr><th>項 目</th><th>摘 要</th><th>参照ページ</th></tr><tr><td>通常返済</td><td>ア 毎月払い イ ボーナス払い不可</td><td>440</td></tr><tr><td>一括弁済</td><td>物資購入</td><td>443</td></tr><tr><td>一部繰上償還</td><td>物資購入</td><td>445</td></tr><tr><td>償還猶予</td><td>育児休業のみ可</td><td>448</td></tr></table>	項 目	摘 要	参照ページ	通常返済	ア 毎月払い イ ボーナス払い不可	440	一括弁済	物資購入	443	一部繰上償還	物資購入	445	償還猶予	育児休業のみ可	448
項 目	摘 要	参照ページ														
通常返済	ア 毎月払い イ ボーナス払い不可	440														
一括弁済	物資購入	443														
一部繰上償還	物資購入	445														
償還猶予	育児休業のみ可	448														
(5) 返済回数	ア 指定店での物資購入の場合 <table><tr><th>借用金額</th><th>回 数</th></tr><tr><td>3 万円未満</td><td>5 回</td></tr><tr><td>3 万円～5 万円未満</td><td>10 回</td></tr><tr><td>5 万円～10 万円未満</td><td>18 回</td></tr><tr><td>10 万円～20 万円未満</td><td>24 回</td></tr><tr><td>20 万円～50 万円未満</td><td>36 回</td></tr><tr><td>50 万円～200 万円以下</td><td>48 回・60 回</td></tr></table> イ 組織・グループ保険料 12 回（6 月から翌年 5 月）	借用金額	回 数	3 万円未満	5 回	3 万円～5 万円未満	10 回	5 万円～10 万円未満	18 回	10 万円～20 万円未満	24 回	20 万円～50 万円未満	36 回	50 万円～200 万円以下	48 回・60 回	
借用金額	回 数															
3 万円未満	5 回															
3 万円～5 万円未満	10 回															
5 万円～10 万円未満	18 回															
10 万円～20 万円未満	24 回															
20 万円～50 万円未満	36 回															
50 万円～200 万円以下	48 回・60 回															
(6) 返済金額	「第 3 節 1 通常返済」（440 ページ）を参照 ア 毎月返済 毎月の返済額が、給料月額（教職調整額を含まない。）の 3 分の 1 以内（総返済額には共済組合等の貸付の返済額を含む。） イ ボーナス返済 不可															

第2節 各貸付の説明 / 4 購入資金

項 目	摘 要
(7) 口数	ア 上記の(1)借用理由アで合計4口以内 イ 上記の(1)借用理由イで、1口
(8) 提出書類	購入資金借用申込書兼借用証書
(9) 添付書類	なし
(10) 貸付利率	変動金利 年利 1.00%
(11) 差引貸付	不可
(12) 留意点	ア 組織・グループ保険料・自動車保険の契約内容に関する問合せ先 静岡県教職員生活協同組合 電話 054-282-2140 イ 組織・グループ保険料について 給料控除額は、契約内容により6月・12月は例月と異なる。 ウ 人事異動に伴う貸付金の取扱い 「第3節返済について」(453ページ)を参照 エ 退職(組合員資格喪失)に伴う貸付金の清算 「第3節返済について」(454ページ)を参照

第2節 貸付種別の説明 / 5 奨学資金

項 目	摘 要																								
	現職組合員（一般組合員）又は現職組合員（一般組合員）の子及び兄弟姉妹の進学（修学）のために資金を必要とするとき、学則に定められた最低修業期間内において、奨学資金の貸付を受けることができる。毎月、学資資金（無利息）で送金。返済は、現職組合員の給料控除となる。返済開始は、送金期間終了月の翌月とする。																								
(1) 借用理由	現職組合員又は現職組合員の子及び兄弟姉妹のための学資が必要なとき																								
(2) 貸付の範囲	ア 学校の範囲 (ア) 学校教育法第 1 条に定める特別支援学校（義務教育学校を除く）、高等学校、大学及び高等専門学校は可。 (イ) 学校教育法第 124 条に定める専修学校、第 134 条に定める各種学校は可。 (ウ) 学校教育法に定めのない教育訓練施設については、学則等を給付・貸付審査会において審査のうえ決定する。 (エ) カルチャースクール、予備校（塾）は対象外 イ 資金使途 入学金、授業料、教科書等購入費、引っ越し費用等、学校に通うための費用																								
(3) 貸付資格	加入後 1 か月以上																								
(4) 貸付限度額	ア 送金期間 学則に定める最低修業年限以内 イ 送金額 ・ ・ ・ 送金期間中は、無利息 <table><tr><td>学 校</td><td>送金月額</td><td>送金回数</td><td>送金額計（貸付額）</td></tr><tr><td>高 校</td><td>1 ～ 5 万円</td><td>36 回以内</td><td>180 万円以内</td></tr><tr><td>大 学</td><td>2 ～ 10 万円</td><td>48 回以内</td><td>480 万円以内</td></tr><tr><td>短期大学</td><td>2 ～ 10 万円</td><td>24 回以内</td><td>240 万円以内</td></tr><tr><td>専門学校</td><td>2 ～ 10 万円</td><td>学則による</td><td>※</td></tr><tr><td>大 学 院</td><td>2 ～ 10 万円</td><td>学則による</td><td>※</td></tr></table> ウ 送金の単位 1 万円単位 エ 住宅資金以外の貸付総額の上限 在会期間により貸付総額の上限を次のとおりとする。 オ 差引貸付の場合は、既貸付の貸付残額と新たに申込む貸付の申込額の合計額とし、貸付総額の上限を超えないこととする。 「第 1 節 5 貸付総額の上限」（405 ページ）を参照	学 校	送金月額	送金回数	送金額計（貸付額）	高 校	1 ～ 5 万円	36 回以内	180 万円以内	大 学	2 ～ 10 万円	48 回以内	480 万円以内	短期大学	2 ～ 10 万円	24 回以内	240 万円以内	専門学校	2 ～ 10 万円	学則による	※	大 学 院	2 ～ 10 万円	学則による	※
学 校	送金月額	送金回数	送金額計（貸付額）																						
高 校	1 ～ 5 万円	36 回以内	180 万円以内																						
大 学	2 ～ 10 万円	48 回以内	480 万円以内																						
短期大学	2 ～ 10 万円	24 回以内	240 万円以内																						
専門学校	2 ～ 10 万円	学則による	※																						
大 学 院	2 ～ 10 万円	学則による	※																						

第2節 貸付種別の説明 / 5 奨学資金

項 目	摘 要														
(5) 返済の開始	<table><tr><th>在会期間</th><th>貸付総額の上限</th></tr><tr><td>加入後 1 年未満</td><td>200 万円</td></tr><tr><td>加入後 1 年以上 5 年未満</td><td>300 万円</td></tr><tr><td>加入後 5 年以上10年未満</td><td>500 万円</td></tr><tr><td>加入後10年以上</td><td>900 万円</td></tr></table>	在会期間	貸付総額の上限	加入後 1 年未満	200 万円	加入後 1 年以上 5 年未満	300 万円	加入後 5 年以上10年未満	500 万円	加入後10年以上	900 万円				
	在会期間	貸付総額の上限													
	加入後 1 年未満	200 万円													
	加入後 1 年以上 5 年未満	300 万円													
	加入後 5 年以上10年未満	500 万円													
	加入後10年以上	900 万円													
	ア 返済の開始														
	(ア) 送金期間終了月の翌月から現職組合員の給与控除で返済開始とする。														
	(イ) 返済方法の確認														
	送金期間終了月に貸付金額（送金額合計）及び返済方法について所属所経由で現職組合員あてに通知する。現職組合員は返済回数（返済月額）を「返済方法申出書」にて互助組合に提出する。審査のうえ返済方法が決定される。														
イ 返済方法															
<table><tr><th>項 目</th><th>摘 要</th><th>参照ページ</th></tr><tr><td>通常返済</td><td>ア 毎月払い又は、ボーナス払い併用 イ ボーナス払い併用の場合 (ア) 借入額が 100 万円以上のとき可 (イ) 借用する互助組合貸付金の 1 口のみ返済可</td><td>440</td></tr><tr><td>一括弁済</td><td>可</td><td>443</td></tr><tr><td>一部繰上償還</td><td>可</td><td>445</td></tr><tr><td>償還猶予</td><td>育児休業のみ可</td><td>448</td></tr></table>	項 目	摘 要	参照ページ	通常返済	ア 毎月払い又は、ボーナス払い併用 イ ボーナス払い併用の場合 (ア) 借入額が 100 万円以上のとき可 (イ) 借用する互助組合貸付金の 1 口のみ返済可	440	一括弁済	可	443	一部繰上償還	可	445	償還猶予	育児休業のみ可	448
項 目	摘 要	参照ページ													
通常返済	ア 毎月払い又は、ボーナス払い併用 イ ボーナス払い併用の場合 (ア) 借入額が 100 万円以上のとき可 (イ) 借用する互助組合貸付金の 1 口のみ返済可	440													
一括弁済	可	443													
一部繰上償還	可	445													
償還猶予	育児休業のみ可	448													
(6) 返済回数															
<table><tr><th>項 目</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>毎月払い</td><td>240 回以内</td></tr><tr><td>ボーナス払い</td><td>「毎月払いの返済回数÷ 6」で得た回数以内</td></tr></table>	項 目	摘 要	毎月払い	240 回以内	ボーナス払い	「毎月払いの返済回数÷ 6」で得た回数以内									
項 目	摘 要														
毎月払い	240 回以内														
ボーナス払い	「毎月払いの返済回数÷ 6」で得た回数以内														
(7) 返済金額															
「第 3 節 1 通常返済」（440 ページ）を参照															
ア 毎月返済															
毎月の返済額が、給料月額（教職調整額を含まない。）の 3 分の 1 以内（総返済額には共済組合等の貸付の返済額を含む。）															
イ ボーナス返済															
期末・勤勉手当から控除できる範囲内															
(8) 口数															
ア 2 口															
イ 同一対象者で 1 口															

第2節 貸付種別の説明 / 5 奨学資金

項 目	摘 要						
	ウ 現職組合員同士（夫婦）の子及び兄弟姉妹の場合は、同一の対象者に対して各々が貸付を受けることができる。						
(9) 提出書類	貸付金借用申込書兼借用証書（様式貸付 01 号） ※互助組合ホームページよりダウンロードする。						
(10) 添付書類	ア 入学前の申込みの場合 合格通知書又は入学許可書の写し イ 在学中の申込みの場合 在学証明書の写し（申込締切日より 3 か月以内に発行されたもの）						
(11) 貸付利率	<table><tr><th>項 目</th><th>貸 付 利 率</th></tr><tr><td>送金期間中</td><td>無利息</td></tr><tr><td>返済期間中</td><td>変動金利 年利 1.00%</td></tr></table>	項 目	貸 付 利 率	送金期間中	無利息	返済期間中	変動金利 年利 1.00%
項 目	貸 付 利 率						
送金期間中	無利息						
返済期間中	変動金利 年利 1.00%						
(12) 差引貸付	不可						
(13) 申込書締切日・審査日・貸付日	ア 日程 <table><tr><th>申込締切日</th><th>審査日</th><th>貸付日</th></tr><tr><td>28 日 →</td><td>翌月 1 日 →</td><td>5 日</td></tr></table> イ 休祝日等による日程変更 「第 1 節 3 申込締切日・審査日・貸付日」（404 ページ）を参照	申込締切日	審査日	貸付日	28 日 →	翌月 1 日 →	5 日
申込締切日	審査日	貸付日					
28 日 →	翌月 1 日 →	5 日					
(14) 資金送金	ア 送金日 毎月 5 日 ※金融機関休業日の場合は、翌営業日 イ 金融機関 (ア) 送金先 現職組合員又は対象者の口座 (イ) 送金先の変更 変更する前月の 25 日までに「奨学資金送金先変更申出書」にて互助組合に申し出る。						
(15) 送金期間の変更	ア 送金期間の延長 (ア) 同一学校の場合 学則に定める最低修業年限以内で送金期間を延長することができる。						

第2節 貸付種別の説明 / 5 奨学資金

項 目	摘 要
	(イ) 大学から大学院への進学 送金期間を延長することができる。 (ウ) 短期大学から大学への編入 送金期間を延長することができる。 (エ) 高等学校から大学への進学 送金期間を延長することはできない。 ただし、新たに大学修学のための奨学資金を申請することができる。 (オ) 手続き 送金期間を延長することで送金額（貸付額）が増えることから、再度、「貸付金借用申込書兼借用証書」に必要な書類を添付のうえ申込む。 イ 送金期間の短縮及び送金中止 諸事情により奨学資金の送金を短縮又は中止する場合は、その前月 25 日までに互助組合へ申し出る。 (16) 留意点 ア 人事異動に伴う貸付金の取扱い 「第3節返済について」（453 ページ）を参照 イ 退職（組合員資格喪失）に伴う貸付金の清算 「第3節返済について」（454 ページ）を参照

第2節 貸付種別の説明 / 6 教育資金

項 目	摘 要										
	現職組合員又は現職組合員の子及び兄弟姉妹が高等学校、大学、大学院修士課程、専門学校等これに準ずる学校に進学、修学等のための費用の範囲（入学金、授業料、引越費用等）で貸付を受けることができる。										
(1) 借用理由	現職組合員又は現職組合員の子及び兄弟姉妹が、学校に入学するための資金及び在学中の学資資金が必要なとき										
(2) 貸付の範囲	ア 学校の範囲 (ア) 学校教育法第1条に定める特別支援学校（義務教育学校を除く）、高等学校、大学及び高等専門学校は可。 (イ) 学校教育法第124条に定める専修学校、第134条に定める各種学校は可。 (ウ) 学校教育法に定めのない教育訓練施設については、学則等を給付・貸付審査会において審査のうえ決定する。 (エ) カルチャースクール、予備校（塾）は対象外 イ 資金使途 入学金、授業料、教科書等購入費、引っ越し費用等、学校に通うための費用										
(3) 貸付資格	加入後1か月以上										
(4) 貸付限度額	ア 教育資金の貸付限度額 300万円以内（10万円単位） イ 住宅資金以外の貸付総額の上限 在会期間により貸付総額の上限を次のとおりとする。 ウ 差引貸付の場合は、既貸付の貸付残額と新たに申込む貸付の申込額の合計額とし、貸付総額の上限を超えないこととする。 「第1節5 貸付総額の上限」（405ページ）を参照 <table border="1"> <thead> <tr> <th>在会期間</th><th>貸付総額の上限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入後1年未満</td><td>200万円</td></tr> <tr> <td>加入後1年以上5年未満</td><td>300万円</td></tr> <tr> <td>加入後5年以上10年未満</td><td>500万円</td></tr> <tr> <td>加入後10年以上</td><td>900万円</td></tr> </tbody> </table>	在会期間	貸付総額の上限	加入後1年未満	200万円	加入後1年以上5年未満	300万円	加入後5年以上10年未満	500万円	加入後10年以上	900万円
在会期間	貸付総額の上限										
加入後1年未満	200万円										
加入後1年以上5年未満	300万円										
加入後5年以上10年未満	500万円										
加入後10年以上	900万円										

第2節 貸付種別の説明 / 6 教育資金

項 目	摘 要		
(5) 返済方法	項 目	摘 要	参照ページ
	通常返済	ア 毎月払い又は、ボーナス払い併用 イ ボーナス払い併用の場合 (ア) 借入額が100万円以上のとき可 (イ) 借用する互助組合貸付金の1口のみ返済可	440
	一括弁済	可	443
	一部繰上償還	可	445
	償還猶予	育児休業のみ可	448
(6) 返済回数	項 目	摘 要	
	毎月払い	240 回以内	
	ボーナス払い	「毎月払いの返済回数÷6」で得た回数以内	
(7) 返済金額	「第3節1 通常返済」(440 ページ) を参照 ア 毎月返済 毎月の返済額が、給料月額（教職調整額を含まない。）の3分の1 以内（総返済額には共済組合等の貸付の返済額を含む。） イ ボーナス返済 期末・勤勉手当から控除できる範囲内		
(8) 口数	ア 2 口 イ 同一対象者で1 口 ウ 現職組合員同士（夫婦）の場合は、同一の対象者に対して各々が貸付を受けることができる。		
(9) 提出書類	貸付金借用申込書兼借用証書（様式貸付 01 号） ※互助組合ホームページよりダウンロードする。		
(10) 添付書類	ア 入学前の申込みの場合 合格通知書又は入学許可書の写し イ 在学中の申込みの場合 在学証明書の写し（申込締切日より3 か月以内に発行されたもの）		
(11) 貸付利率	変動金利 年利 1.00%		

第2節 貸付種別の説明 / 6 教育資金

項 目	摘 要												
(12) 差引貸付	同一対象者の場合は、貸付限度額の範囲内で貸付を受け、借用中の貸付残額を差し引いて送金する貸付を受けることができる。 ただし、ボーナス払い返済金控除のための事務処理の関係で差引貸付ができない貸付日がある。 ア 既納回数にかかわらず可 . . . 435 ページ参照 イ 貸付限度額 貸付限度額以内で、借用中の貸付残額と必要額の合計額で 10 万円単位 ウ 対象となる貸付 同一対象者の教育資金貸付に対しての差引貸付が可能。												
(13) 申込書締切日・審査日・貸付日	ア 日程 <table><tr><td>申込締切日</td><td>審査日</td><td>貸付日</td></tr><tr><td>8 日 →</td><td>11 日 →</td><td>15 日</td></tr><tr><td>18 日 →</td><td>21 日 →</td><td>25 日</td></tr><tr><td>28 日 →</td><td>翌月 1 日 →</td><td>5 日</td></tr></table> イ 休祝日等による日程変更 「第 1 節 3 申込締切日・審査日・貸付日」(404 ページ) を参照	申込締切日	審査日	貸付日	8 日 →	11 日 →	15 日	18 日 →	21 日 →	25 日	28 日 →	翌月 1 日 →	5 日
申込締切日	審査日	貸付日											
8 日 →	11 日 →	15 日											
18 日 →	21 日 →	25 日											
28 日 →	翌月 1 日 →	5 日											
(14) 留意点	ア 人事異動に伴う貸付金の取扱い 「第 3 節返済について」(453 ページ) を参照 イ 退職（組合員資格喪失）に伴う貸付金の清算 「第 3 節返済について」(454 ページ) を参照												

第2節 貸付種別の説明 / 7 結婚資金

項 目	摘 要															
	現職組合員（一般組合員）又は現職組合員（一般組合員）の子が結婚するために資金が必要なとき貸付を受けることができる。															
(1) 借用理由	現職組合員及び現職組合員の子の結婚のために資金が必要なとき															
(2) 貸付資格	加入後 1 か月以上															
(3) 貸付限度額	ア 結婚資金の貸付限度額 200 万円以内（10 万円単位） イ 住宅資金以外の貸付総額の上限 在会期間により貸付総額の上限を次のとおりとする。 「第 1 節 5 貸付総額の上限」（405 ページ）を参照 <table><tr><th>在会期間</th><th>貸付総額の上限</th></tr><tr><td>加入後 1 年未満</td><td>200 万円</td></tr><tr><td>加入後 1 年以上 5 年未満</td><td>300 万円</td></tr><tr><td>加入後 5 年以上10年未満</td><td>500 万円</td></tr><tr><td>加入後10年以上</td><td>900 万円</td></tr></table>	在会期間	貸付総額の上限	加入後 1 年未満	200 万円	加入後 1 年以上 5 年未満	300 万円	加入後 5 年以上10年未満	500 万円	加入後10年以上	900 万円					
在会期間	貸付総額の上限															
加入後 1 年未満	200 万円															
加入後 1 年以上 5 年未満	300 万円															
加入後 5 年以上10年未満	500 万円															
加入後10年以上	900 万円															
(4) 返済方法	<table><tr><th>項 目</th><th>摘 要</th><th>参照ページ</th></tr><tr><td>通常返済</td><td> ア 毎月払い又は、ボーナス払い併用 イ ボーナス払い併用の場合 (ア) 借入額が 100 万円以上のとき可 (イ) 借用する互助組合貸付金の 1 口のみ返済可 </td><td>440</td></tr><tr><td>一括弁済</td><td>可</td><td>443</td></tr><tr><td>一部繰上償還</td><td>可</td><td>445</td></tr><tr><td>償還猶予</td><td>育児休業のみ可</td><td>448</td></tr></table>	項 目	摘 要	参照ページ	通常返済	ア 毎月払い又は、ボーナス払い併用 イ ボーナス払い併用の場合 (ア) 借入額が 100 万円以上のとき可 (イ) 借用する互助組合貸付金の 1 口のみ返済可	440	一括弁済	可	443	一部繰上償還	可	445	償還猶予	育児休業のみ可	448
項 目	摘 要	参照ページ														
通常返済	ア 毎月払い又は、ボーナス払い併用 イ ボーナス払い併用の場合 (ア) 借入額が 100 万円以上のとき可 (イ) 借用する互助組合貸付金の 1 口のみ返済可	440														
一括弁済	可	443														
一部繰上償還	可	445														
償還猶予	育児休業のみ可	448														
(5) 返済回数	<table><tr><th>項 目</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>毎月払い</td><td>120 回以内</td></tr><tr><td>ボーナス払い</td><td>「毎月払いの返済回数÷ 6」で得た回数以内</td></tr></table>	項 目	摘 要	毎月払い	120 回以内	ボーナス払い	「毎月払いの返済回数÷ 6」で得た回数以内									
項 目	摘 要															
毎月払い	120 回以内															
ボーナス払い	「毎月払いの返済回数÷ 6」で得た回数以内															
(6) 返済金額	「第 3 節 1 通常返済」（440 ページ）を参照 ア 毎月返済 毎月の返済額が、給料月額（教職調整額を含まない。）の 3 分の 1 以内（総返済額には共済組合等の貸付の返済額を含む。） イ ボーナス返済 期末・勤勉手当から控除できる範囲内															
(7) 口数	1 口															

第2節 貸付種別の説明 / 7 結婚資金

項 目	摘 要												
(8) 提出書類	貸付金借用申込書兼借用証書（様式貸付 01 号） ※互助組合ホームページよりダウンロードする。												
(9) 添付書類	なし												
(10) 貸付利率	変動金利 年利 1.00%												
(11) 差引貸付	不可												
(12) 申込書締 切日・審 査日・貸 付日	ア 日程 <table><tr><td>申込締切日</td><td>審査日</td><td>貸付日</td></tr><tr><td>8 日 →</td><td>11 日 →</td><td>15 日</td></tr><tr><td>18 日 →</td><td>21 日 →</td><td>25 日</td></tr><tr><td>28 日 →</td><td>翌月 1 日 →</td><td>5 日</td></tr></table> イ 休祝日等による日程変更 「第 1 節 2 申込締切日・審査日・貸付日」（404 ページ）を参照	申込締切日	審査日	貸付日	8 日 →	11 日 →	15 日	18 日 →	21 日 →	25 日	28 日 →	翌月 1 日 →	5 日
申込締切日	審査日	貸付日											
8 日 →	11 日 →	15 日											
18 日 →	21 日 →	25 日											
28 日 →	翌月 1 日 →	5 日											
(13) 留意点	ア 貸付金借用申込書の受け付け 結婚予定日の 6 か月前から貸付金借用申込書を申込みことがで きる。 イ 人事異動に伴う貸付金の取扱い 「第 3 節返済について」（453 ページ）を参照 ウ 退職（組合員資格喪失）に伴う貸付金の清算 「第 3 節返済について」（454 ページ）を参照												

第2節 貸付種別の説明 / 8 住宅資金

項 目	摘 要												
(1) 借用理由	現職組合員（一般組合員）が自己の居住のために住宅の建築又は住宅購入、宅地購入、住宅付属設備の新設、金融機関等からの借換えをする目的で資金が必要なとき貸付を受けることができる。 現職組合員（一般組合員）が自己の居住する住宅（土地）及び付属設備の建築、購入のための資金が必要なとき												
(2) 貸付の範囲	ア 新築、改築、増築、住宅購入、マンション購入、土地購入、リフォーム、付帯設備の新設 イ 金融機関等からの借換え ウ その他 (ア) 倉庫、壁、車庫等の場合 自己の居住する住宅の一部の新設及び改造は貸付対象 (イ) 耐震工事の場合 可 (ウ) 敷地の補修 ・住宅建築のための補修は、可 ・住宅建築に関係のない整地、造園は不可 (エ) 借地に建築する場合 同居しない親族等の土地に住宅を建築する場合は、地主の「建築同意書」を提出する。 (オ) 農地購入の場合 「農地転用許可書の写し」を提出する。												
(3) 貸付資格及び貸付限度額	ア 貸付資格と貸付限度額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>互助組合在会期間</th><th>貸付限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入後1年未満</td><td>200万円</td></tr> <tr> <td>加入後1年以上2年未満</td><td>300万円</td></tr> <tr> <td>加入後2年以上5年未満</td><td>500万円</td></tr> <tr> <td>加入後5年以上10年未満</td><td>2,000万円</td></tr> <tr> <td>加入後10年以上</td><td>3,000万円</td></tr> </tbody> </table> イ 契約書等と貸付限度額 売買契約書又は工事請負契約書の金額以内（10万円未満の端数切捨て）で10万円単位 ウ 貸付額が、2,000万円を超える場合 (ア) 貸付実行後、当該土地又は建物に抵当権等が設定されない。 (イ) 貸付申込時に購入する当該土地又は建物に抵当権等が設定されている場合は、組合員の所有権を登記すると同時にその抵当権等が抹消される。	互助組合在会期間	貸付限度額	加入後1年未満	200万円	加入後1年以上2年未満	300万円	加入後2年以上5年未満	500万円	加入後5年以上10年未満	2,000万円	加入後10年以上	3,000万円
互助組合在会期間	貸付限度額												
加入後1年未満	200万円												
加入後1年以上2年未満	300万円												
加入後2年以上5年未満	500万円												
加入後5年以上10年未満	2,000万円												
加入後10年以上	3,000万円												

第2節 貸付種別の説明 / 8 住宅資金

項 目	摘 要			
(4) 返済方法	(ウ) 借換え前の当該土地又は建物に金融機関等の抵当権等が設定されている場合、互助組合から借り入れた住宅資金をもって、金融機関等の住宅資金を完済、抵当権等が抹消される。			
	(エ) 定年退職時の貸付残額が 2,000 万円以下となる返済である。			
	項 目	摘 要	参照ページ	
	通常返済	ア 毎月払い又は、ボーナス払い併用 イ ボーナス払い併用の場合 (ア) 貸付金の額にかかわらず可 (イ) 借用する互助組合貸付金の1口のみ返済可	440	
	一括弁済	可	443	
	一部繰上償還	可	445	
(5) 返済回数	償還猶予	育児休業のみ可	448	
	項 目	摘 要		
	毎月払い	360 回以内		
(6) 返済金額	ボーナス払い	「毎月払いの返済回数÷6」で得た回数以内		
	返済金額	ア 毎月払い 互助組合以外の貸付金を含めた貸付金の総返済月額が、現職組合員の給与月額と同居する家族の収入月額の合計額の 30%以内。 ただし、互助組合貸付金の返済月額は、現職組合員の給与から控除できる金額であること。		
(7) 口数	イ ボーナス払い	期末勤勉手当から控除できる範囲内		
	口数	1 口		
(8) 提出書類	提出書類	ア 住宅資金借用申込書（様式住 No1 No2） ※互助組合ホームページよりダウンロードする。		
		イ 団体信用生命保険加入申込書兼告知書（所定用紙）		
		ウ 土地購入の場合 建築確約書（互助組合様式）		

第2節 貸付種別の説明 / 8 住宅資金

項 目	摘 要												
(9) 添付書類	申込事由に応じて添付する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>申込事由</th><th>添付書類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新築</td><td> ① 建築確認済証の写し ② 工事請負契約書の写し ③ 工事見積書の写し ④ 平面図 </td></tr> <tr> <td>増築・改築 附属設備</td><td> ① 建築確認済証の写し ただし、建築確認を必要としない場合は、それを証明する書面 ② 工事請負契約書の写し ③ 工事見積書の写し ④ 平面図 </td></tr> <tr> <td>住宅購入</td><td> ① 売買契約書の写し ② 平面図 </td></tr> <tr> <td>宅地購入</td><td> ① 売買契約書の写し </td></tr> <tr> <td>金融機関等からの借換え</td><td> ① 金融機関等の残高証明書 ② 金融機関等の償還表 ③ 権利証の写し ※ 公立学校共済組合からの借換えの場合は、償還表の写しに、所属所長による奥書証明をしてください。 </td></tr> </tbody> </table>	申込事由	添付書類	新築	① 建築確認済証の写し ② 工事請負契約書の写し ③ 工事見積書の写し ④ 平面図	増築・改築 附属設備	① 建築確認済証の写し ただし、建築確認を必要としない場合は、それを証明する書面 ② 工事請負契約書の写し ③ 工事見積書の写し ④ 平面図	住宅購入	① 売買契約書の写し ② 平面図	宅地購入	① 売買契約書の写し	金融機関等からの借換え	① 金融機関等の残高証明書 ② 金融機関等の償還表 ③ 権利証の写し ※ 公立学校共済組合からの借換えの場合は、償還表の写しに、所属所長による奥書証明をしてください。
申込事由	添付書類												
新築	① 建築確認済証の写し ② 工事請負契約書の写し ③ 工事見積書の写し ④ 平面図												
増築・改築 附属設備	① 建築確認済証の写し ただし、建築確認を必要としない場合は、それを証明する書面 ② 工事請負契約書の写し ③ 工事見積書の写し ④ 平面図												
住宅購入	① 売買契約書の写し ② 平面図												
宅地購入	① 売買契約書の写し												
金融機関等からの借換え	① 金融機関等の残高証明書 ② 金融機関等の償還表 ③ 権利証の写し ※ 公立学校共済組合からの借換えの場合は、償還表の写しに、所属所長による奥書証明をしてください。												
(10) 貸付利率	年利 1.00%（変動金利）												
(11) 団体信用生命保険	団体信用生命保険料は、互助組合が負担する。 「第2節 14 団体信用生命保険」（439 ページ）を参照												
(12) 差引貸付	ア 住宅資金の貸付限度額の範囲内「上記の(3)貸付資格及び貸付限度」にて貸付を受け、借用中の貸付残額を差し引いて送金する貸付を受けることができる。 「第2節 12 差引貸付」（435 ページ）を参照 イ 貸付条件 (ア) 借用中の住宅資金を1年（12回）以上返済している。 (イ) 既納回数にかかわらず当該貸付借入後の追加工事（証明できる書類添付）のとき合												
(13) 金融機関等からの借換え	互助組合から貸付を受ける月末現在の金融機関等の貸付残額以内で、住宅資金の貸付限度額の範囲内「上記の(3)貸付資格及び貸付限度」で貸付を受けることができる。												

第2節 貸付種別の説明 / 8 住宅資金

項 目	摘 要						
(14) 申込書締切日・審査日・貸付日	ア 日程 <table><tr><td>申込締切日</td><td>審査日</td><td>貸付日</td></tr><tr><td>20 日 →</td><td>翌月 1 日 →</td><td>15 日</td></tr></table> イ 休祝日等による日程変更 「第 1 節 3 申込締切日・審査日・貸付日」(405 ページ) を参照	申込締切日	審査日	貸付日	20 日 →	翌月 1 日 →	15 日
申込締切日	審査日	貸付日					
20 日 →	翌月 1 日 →	15 日					
(15) 連帯保証人 (保証料)	不要						
(16) 抵当権の設定	不要						
(17) 収入印紙	「住宅資金貸付に関する契約証書」に貼付する収入印紙は互助組合が負担する。						
(18) 住宅借入金等特別控除の適用	互助組合住宅資金は、租税特別措置法により住宅借入金等特別控除の対象となる。 ア 税法上の要件 税法上の要件を満たす場合に適用される。要件は「年末調整のしかた」(発行：国税庁)、最寄りの税務署にて確認してください。 イ 証明書の発行時期 (ア) 11 月に発行 (イ) 当該年度の 11 月、12 月の新規貸付 1 月に発行 ウ その他要件 (ア) 生活資金は借用理由が「住宅資金」であっても、税法上の適用にあたらぬ貸付種別となるので控除対象とはならない。 (イ) 償還猶予中及び償還猶予額返済中の方 「年末残高証明書」は、通常返済した場合の年末残高となる。 (ウ) 一括返済及び一部繰上償還を行う場合 ・11 月、12 月に一括返済又は一部繰上償還を行った場合、発行された証明書は無効となる。 ・一部繰上償還の場合、1 月に「年末残高証明書」を再発行する。 (エ) 一部繰上償還を行った場合 一部繰上償還前と後の償還期間の合計が通算して 10 年未満となった場合は、住宅借入金等特別控除の対象外となる。						

第2節 貸付種別の説明 / 8 住宅資金

項 目	摘 要
	(オ) 金融機関等からの借換えの新規貸付 互助組合住宅資金の償還期間が10年未満の場合は、年末残高証明書は発行されない。 (カ) 差引貸付を受けた場合 住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合、年末調整において控除額算出の基礎となる年末残高を算出する。 (計算方法) $\text{その年の住宅借入金等年末残高} = \text{借換え直前の当初住宅借入金等残高} - \frac{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$
(19) 災害復旧の為の資金	事業の運営に関する規程（災害復旧の為の貸付） 第49条前各号の規程にかかわらず現職組合員（一般組合員）が天災地変等により被災し、その復旧の為に借り受ける生活資金及び住宅資金の貸付金については、災害復旧支援のための特別措置として貸付の適用範囲並びに貸付利率等を理事会で決めることができる。
(20) 留意点	ア 住宅（土地）の名義 (ア) 借受人である現職組合員の名義となること。 (イ) 工事請負契約書、売買契約書の契約者は、借受人である現職組合員であること。 イ 附属設備の範囲 太陽光発電の設置、居住地の倉庫、居住地の壁の新設は貸付対象とする。 ウ 居住のための建築（購入）物件に店舗を含む場合 店舗の部分に関わる費用は不可（貸付対象外）とし、居住に係る部分についてのみ貸付対象とする。 エ 現職組合員が、既に住宅（土地）を所有し新たに購入する場合 現物件を処分することを条件とする。 オ 人事異動に伴う貸付金の取扱い 「第3節6人事異動に伴う返済方法」（453ページ）を参照 カ 退職（組合員資格喪失）に伴う貸付金の清算 「第3節7退職（組合員資格喪失）に伴う貸付金の清算」（454ページ）を参照

第2節 貸付種別の説明 / 8 住宅資金

項 目	摘 要												
(21) 貸付金交付後について	ア 「完了報告書」の提出 貸付交付後、期限内に「完了報告書」に必要な応じた書類を添付して提出する。 (ア) 提出書類 完了報告書 ※互助組合ホームページよりダウンロードする。 (イ) 添付書類 貸付事由に応じて家屋登記簿謄本及び土地登記簿謄本の登記済みを提出する。 <table><tr><th>貸付事由</th><th>書類名</th><th>期限</th></tr><tr><td>新築</td><td>建物の登記事項証明書 (全部事項証明書)の写し</td><td>貸付日から6か月以内</td></tr><tr><td>改築 増築</td><td>建物の登記事項証明書 (全部事項証明書)の写し ただし、床面積 10 m²以内の場合は、領収書の写しで可</td><td>貸付日から6か月以内</td></tr><tr><td>住宅購入</td><td>建物の登記事項証明書 (全部事項証明書)の写し 土地の登記事項証明書 (全部事項証明書)の写し</td><td>貸付日から6か月以内</td></tr></table>	貸付事由	書類名	期限	新築	建物の登記事項証明書 (全部事項証明書)の写し	貸付日から6か月以内	改築 増築	建物の登記事項証明書 (全部事項証明書)の写し ただし、床面積 10 m ² 以内の場合は、領収書の写しで可	貸付日から6か月以内	住宅購入	建物の登記事項証明書 (全部事項証明書)の写し 土地の登記事項証明書 (全部事項証明書)の写し	貸付日から6か月以内
貸付事由	書類名	期限											
新築	建物の登記事項証明書 (全部事項証明書)の写し	貸付日から6か月以内											
改築 増築	建物の登記事項証明書 (全部事項証明書)の写し ただし、床面積 10 m ² 以内の場合は、領収書の写しで可	貸付日から6か月以内											
住宅購入	建物の登記事項証明書 (全部事項証明書)の写し 土地の登記事項証明書 (全部事項証明書)の写し	貸付日から6か月以内											
(22) 完了遅延の申請	<table><tr><th>貸付事由</th><th>書類名</th><th>期限</th></tr><tr><td rowspan="2">宅地購入</td><td>土地の登記事項証明書 (全部事項証明書)の写し</td><td>貸付日から6か月以内</td></tr><tr><td>建物の登記事項証明書 (全部事項証明書)の写し</td><td>貸付日から5年以内</td></tr></table>	貸付事由	書類名	期限	宅地購入	土地の登記事項証明書 (全部事項証明書)の写し	貸付日から6か月以内	建物の登記事項証明書 (全部事項証明書)の写し	貸付日から5年以内				
貸付事由	書類名	期限											
宅地購入	土地の登記事項証明書 (全部事項証明書)の写し	貸付日から6か月以内											
	建物の登記事項証明書 (全部事項証明書)の写し	貸付日から5年以内											

第2節 貸付種別の説明 / 8 住宅資金

項 目	摘 要									
(23) 計画変更 の申請	金融機関 等からの 借換え	領収証の写し ※借入金額が2,000万円 以上の場合は、互助組合 に借換え前の抵当権等 が抹消された建物の登 記事項証明書（全部事項 証明書）の写し、土地の 登記事項証明書（全部事 項証明書）	貸付日から6か月以内							
	リフォー ム 等	領収証の写し	貸付日から6か月以内							
	付帯設備 の新設	領収証の写し	貸付日から6か月以内							
	ア 「完了遅延申請書（様式住 04 号）」の提出 貸付金交付後、期限内に完了しない時は、遅延申請書を提出して承認を得る。									
	イ 提出書類 住宅資金／完了遅延申請書（様式住 04 号） ※互助組合ホームページよりダウンロードする。									
	ウ 添付書類 なし									
	ア 「計画変更申請書（様式住 05 号）」の提出 貸付金交付後、変更が生じたときは、申請書を提出して承認を得る。									
	イ 提出書類 住宅資金／計画変更申請書（様式住 05 号） ※互助組合ホームページよりダウンロードする。									
	ウ 添付書類 なし ただし、必要に応じて提出を求めることがある。									
	エ 変更内容									
<table><tr><td>貸付事由</td><td>変更内容</td></tr><tr><td>新築</td><td>① 建築費用の変更 ② 建築場所、建坪、構造等の変更</td></tr><tr><td>改築 増築</td><td>① 増改築費用の変更 ② 建坪、構造等の変更</td></tr><tr><td>住宅購入</td><td>① 購入費用の変更 ② 購入する住宅の変更</td></tr></table>			貸付事由	変更内容	新築	① 建築費用の変更 ② 建築場所、建坪、構造等の変更	改築 増築	① 増改築費用の変更 ② 建坪、構造等の変更	住宅購入	① 購入費用の変更 ② 購入する住宅の変更
貸付事由	変更内容									
新築	① 建築費用の変更 ② 建築場所、建坪、構造等の変更									
改築 増築	① 増改築費用の変更 ② 建坪、構造等の変更									
住宅購入	① 購入費用の変更 ② 購入する住宅の変更									

第2節 貸付種別の説明 / 9 災害復旧のための貸付

項 目	摘 要						
	<table border="1"> <tr> <td>宅地購入</td><td>① 購入費用の変更 ② 購入する土地の変更</td></tr> <tr> <td>リフォーム等</td><td>① リフォーム費用の変更 ② 構造等の変更</td></tr> <tr> <td>付帯設備の新設</td><td>① 付帯設備費用の変更 ② 付帯設備の変更</td></tr> </table>	宅地購入	① 購入費用の変更 ② 購入する土地の変更	リフォーム等	① リフォーム費用の変更 ② 構造等の変更	付帯設備の新設	① 付帯設備費用の変更 ② 付帯設備の変更
宅地購入	① 購入費用の変更 ② 購入する土地の変更						
リフォーム等	① リフォーム費用の変更 ② 構造等の変更						
付帯設備の新設	① 付帯設備費用の変更 ② 付帯設備の変更						

第2節 貸付種別の説明 / 9 災害復旧のための貸付

項 目	摘 要
(1) 貸付種別	現職組合員が天災地変等によって被災し、その復旧の為に生活資金及び住宅資金の資金が必要なとき貸付を受けることができる。 ア 生活資金 イ 住宅資金
(2) 借用理由	現職組合員が天災地変等によって被災し、その復旧の為に資金が必要なとき
(3) 貸付の適用	災害復旧支援の為に特別措置として貸付の適用範囲並びに貸付利率等を理事会で決めることができる。

第2節 貸付種別の説明 / 10 差引貸付

項 目	摘 要											
	新たに受ける貸付金の貸付限度額以内で現在借用中の貸付金残額を差し引いて貸付を受けることができる。											
(1) 貸付種別	生活資金、オートローン、教育資金、住宅資金											
(2) 貸付条件	ア 生活資金 既納回数にかかわらず既貸付の借入残額が 150 万円未満のとき イ オートローン 差引貸付を受ける借用中の貸付種別を 1 年以上返済していること ウ 教育資金 既納回数にかかわらず差引貸付可 エ 住宅資金 (ア) 1 年以上返済していること ただし、住宅資金借入後、その追加工事の場合は既納回数に関わらず可 (イ) 金融機関等から互助組合への借換えの場合は借換え前の金融機関等への返済実績を含め 1 年以上あるとき オ その他 住宅資金利用者が住宅資金以外の差引貸付を受ける場合は、住宅資金貸付決定時の返済総額以下であること											
(3) 申込み手続き	各貸付を参照											
(4) 差引貸付できない期間	ア ボーナス返済をしている場合 ボーナス返済の控除事務処理の関係で、次の期間の差引貸付はできない。 <table><tr><td>ボーナス月</td><td>申込締切日</td><td>貸付日</td></tr><tr><td>6 月</td><td>5 月 28 日</td><td>6 月 5 日</td></tr><tr><td rowspan="2">12 月</td><td>11 月 18 日</td><td>11 月 25 日</td></tr><tr><td>11 月 28 日</td><td>12 月 5 日</td></tr></table>	ボーナス月	申込締切日	貸付日	6 月	5 月 28 日	6 月 5 日	12 月	11 月 18 日	11 月 25 日	11 月 28 日	12 月 5 日
ボーナス月	申込締切日	貸付日										
6 月	5 月 28 日	6 月 5 日										
12 月	11 月 18 日	11 月 25 日										
	11 月 28 日	12 月 5 日										

第2節 貸付種別の説明 / 10 差引貸付

項 目	摘 要												
(5) 差引貸付の借用希望額と送金額の計算例	[計算例] 生活資金の場合（貸付利率：年利 1.00%）												
	ア 申込み時の条件												
	(ア) 借用中の貸付状況												
	<table><tr><td></td><td>返済回数</td><td>既納回数</td><td>貸付残額</td></tr><tr><td>毎月払い</td><td>120 回</td><td>63 回</td><td>754,733 円</td></tr><tr><td>ボーナス払い</td><td>20 回</td><td>10 回</td><td>237,611 円</td></tr></table>		返済回数	既納回数	貸付残額	毎月払い	120 回	63 回	754,733 円	ボーナス払い	20 回	10 回	237,611 円
		返済回数	既納回数	貸付残額									
	毎月払い	120 回	63 回	754,733 円									
	ボーナス払い	20 回	10 回	237,611 円									
	(イ) 必要金額												
	60 万円												
	(ウ) 貸付希望日												
	8 月 25 日												
	イ 新たな貸付から差し引かれる貸付残額												
	(ア) 直近のボーナス返済から貸付日までの経過利息												
	$237,611 \text{ 円} \times 0.000833 \text{ (月利)} = 197.9 \text{ 円}$												
	$197.9 \text{ 円} \times 2 \text{ か月} = 395 \text{ 円}$												
(イ) 毎月払い、ボーナス払いに経過利息を加算した金額が貸付残額となる。													
$754,733 \text{ 円} + 237,611 \text{ 円} + 395 \text{ 円} = 992,739 \text{ 円}$													
ウ 新たな貸付の申込金額（借用希望額）													
(ア) 必要額に上記の計算で得た貸付残額を加算した額を目安に 10 万円単位で申込むことができる。													
$600,000 \text{ 円} + 992,739 \text{ 円} = 1,592,739 \text{ 円}$													
(イ) 必要額を賄うために借用希望額は 1,600,000 円となる。													
(ウ) 送金される金額													
借用金額から上記の計算で得た貸付残額が差し引かれた 607,261 円が指定口座に送金される。													
$1,600,000 \text{ 円} - 992,739 \text{ 円} = 607,261 \text{ 円}$													

第2節 貸付種別の説明 / 10 差引貸付

項 目	摘 要												
	[計算例] 住宅資金の場合（貸付利率：年利 1.00%） ア 申込み時の条件 （ア） 借用中の貸付状況 <table><tr><td></td><td>返済回数</td><td>既納回数</td><td>貸付残額</td></tr><tr><td>毎月払い</td><td>360 回</td><td>87 回</td><td>3,658,279 円</td></tr><tr><td>ボーナス払い</td><td>60 回</td><td>14 回</td><td>1,603,425 円</td></tr></table> （イ） 必要金額 工事請負契約書の金額が 550 万円 （ウ） 貸付希望月 10 月 15 日 イ 新たな貸付から差し引かれる貸付残額 （ア） 直近のボーナス返済から貸付日までの経過利息 1,603,425 円 × 0.000833（月利） = 1,335.6 円 1,335.6 円 × 3 か月 = 4,006 円 1,603,425 円 × 0.000027（日利） = 43.2 円 43 円 × 21 日 = 903 円 4,006 円 + 903 円 = 4,909 円 （イ） 毎月払い、ボーナス払いに経過利息を加算した金額が貸付残額となる。 3,658,279 円 + 1,603,425 円 + 4,909 円 = 5,266,613 円 ウ 新たな貸付の申込金額（貸付限度額） （ア） 貸付限度額は、上記の計算で得た貸付残額に工事請負契約書の金額を加算した額以内において、10 万円単位で申し込むことができる。 5,500,000 円 + 5,266,613 円 = 10,766,613 円 （イ） 貸付限度額は 10,700,000 円となり、この金額以内で申し込む。 （ウ） 送金される金額 貸付限度額（10,700,000 円）で申し込んだ場合、借用中の貸付残額が差し引かれた 5,433,387 円が指定口座に送金される。 10,700,000 円 - 5,266,613 円 = 5,433,387 円		返済回数	既納回数	貸付残額	毎月払い	360 回	87 回	3,658,279 円	ボーナス払い	60 回	14 回	1,603,425 円
	返済回数	既納回数	貸付残額										
毎月払い	360 回	87 回	3,658,279 円										
ボーナス払い	60 回	14 回	1,603,425 円										

第2節 貸付種別の説明 / 11 金融機関等からの借換え

項 目	摘 要
(1) 貸付種別	金融機関等で借用している貸付金を、互助組合貸付金に借り換えることができる。 ア オートローン イ 住宅資金
(2) 貸付限度額	ア 貸付限度額の範囲内で金融機関等の貸付残額(10万円未満の端数は切捨て)の10万円単位 イ 貸付限度額の範囲内で借用中の互助組合貸付金残額に金融機関等の貸付残額を加算した金額(10万円未満の端数は切捨て)の10万円単位となる。
(3) 貸付限度額(借用希望金額)の計算例	[上記(2)イの計算例 住宅資金の場合] ア 申込条件 (ア) 互助組合貸付金残額 8,887,563 円 (イ) 金融機関の貸付残額 6,789,321 円 イ 申込金額(貸付限度額) (ア) 借用中の互助組合貸付金残額に金融機関等の貸付残額を加算した金額以内で、10万円単位となる。 $8,887,563 \text{ 円} + 6,789,321 \text{ 円} = 15,676,884 \text{ 円}$ (イ) 貸付限度額は15,600,000円となる。 ウ 送金される金額 互助組合貸付でボーナス返済をしている場合、直近のボーナス返済月から貸付日までの経過利息を引いた金額となる。
(4) 申込み手続き	ア オートローン 「第2節3生活資金(オートローン)」(412ページ)を参照 イ 住宅資金 「第2節9住宅資金」(426ページ)を参照
(5) 添付書類	ア オートローン (ア) 売買契約書又は注文書(売買契約が明確である)の写し (イ) 金融機関等の残高証明書の写し又は償還表の写し イ 住宅資金 (ア) 金融機関等の残高証明書の写し (イ) 金融機関等の償還表の写し (ウ) 権利証の写し (エ) 公立学校共済組合からの借換えの場合は、償還表の写しに所属所長の奥書証明のうえ添付する。

第2節 貸付種別の説明 / 12 団体信用生命保険

項 目	摘 要
	組合員が返済途中で保険事故（死亡又は高度障害）となった場合、保険会社から互助組合に保険金が支払われ、組合員の貸付金債務残高が免除される。
(1) 貸付種別	住宅資金
(2) 提出書類	団体信用生命保険加入申込書兼告知書（複写の専用紙）
(3) 提出時期	住宅資金借用申込書と同時に提出する。 ※内容に虚偽があった場合は、保険金が支払われないことがある。
(4) 保険料	互助組合が負担する。
(5) 保険対象となったとき	ア 請求手続きについては、互助組合まで問合せ。 電話 054-254-3626 イ 保険の対象 (ア) 死亡 (イ) 高度障害
(6) 提出書類	団体信用生命保険金保険金請求書（専用紙） ※問合せに応じ、請求書を送付する。
(7) 添付書類	ア 死亡の場合 (ア) 死亡診断書 (イ) 除籍済みの戸籍謄本（抄本） イ 高度障害 (ア) 診断書
(8) 保険金が支払われない場合	ア 加入申込時の「告知の内容」に虚偽があったとき イ 保障開始日から1年以内に自殺したとき ウ 故意に高度障害状態となったとき エ 戦争、その他の変乱により死亡又は高度障害となったとき
(9) 保険金の支払いがされたとき	保険会社から互助組合に保険金が支払われ、組合員の貸付金債務残高の免除が確定したとき、互助組合からご遺族あて保険認定された旨を通知する。

第3節 返済について / 1 通常返済

項 目	摘 要														
	返済方法は元利均等償還による返済となる。毎月の給与又は期末勤勉手当から控除による返済とする。														
(1) 元利金等償還	ア 毎回の返済額（元金と利息の合計）が一定額となる。 イ 貸付日により初回の返済額及び最終回の返済額は利息計算により異なることがある。														
(2) 返済の方法	ア 毎月払いとボーナス払い <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>可否</th></tr> <tr> <td>毎月返済のみ</td><td>可</td></tr> <tr> <td>ボーナス返済併用</td><td>可</td></tr> <tr> <td>ボーナス返済のみ</td><td>不可</td></tr> </table> イ ボーナス払い併用 借入額が 100 万円以上、借入れる互助組合貸付金のひとつのみ返済可	区 分	可否	毎月返済のみ	可	ボーナス返済併用	可	ボーナス返済のみ	不可						
区 分	可否														
毎月返済のみ	可														
ボーナス返済併用	可														
ボーナス返済のみ	不可														
(3) 貸付利率	変動金利 「第1節7 貸付利率」（406 ページ）を参照														
(4) 返済回数	ア 返済回数の設定 <table border="1"> <tr> <th>項 目</th><th>摘 要</th></tr> <tr> <td>毎月払い</td><td>貸付種別の弁済回数以内で設定できる。</td></tr> <tr> <td>ボーナス払い</td><td>「毎月払いの返済回数÷6」で得た回数以内</td></tr> </table> イ 種別ごとの返済回数 <table border="1"> <tr> <th>貸付種別</th><th>毎月払いの返済回数（ボーナス）</th></tr> <tr> <td>生活資金・生活災害資金 オートローン・結婚資金</td><td>120 回以内（20 回以内）</td></tr> <tr> <td>奨学資金・教育資金</td><td>240 回以内（40 回以内）</td></tr> <tr> <td>住宅資金</td><td>360 回以内（60 回以内）</td></tr> </table>	項 目	摘 要	毎月払い	貸付種別の弁済回数以内で設定できる。	ボーナス払い	「毎月払いの返済回数÷6」で得た回数以内	貸付種別	毎月払いの返済回数（ボーナス）	生活資金・生活災害資金 オートローン・結婚資金	120 回以内（20 回以内）	奨学資金・教育資金	240 回以内（40 回以内）	住宅資金	360 回以内（60 回以内）
項 目	摘 要														
毎月払い	貸付種別の弁済回数以内で設定できる。														
ボーナス払い	「毎月払いの返済回数÷6」で得た回数以内														
貸付種別	毎月払いの返済回数（ボーナス）														
生活資金・生活災害資金 オートローン・結婚資金	120 回以内（20 回以内）														
奨学資金・教育資金	240 回以内（40 回以内）														
住宅資金	360 回以内（60 回以内）														
(5) 返済の開始	ア 毎月返済 (ア) 貸付日の翌月から返済開始となる。 (イ) 奨学資金は、貸与（送金）期間終了後の翌月から返済開始とする。 イ ボーナス返済 貸付日によって返済開始が決定される。 <table border="1"> <tr> <th>貸 付 日</th><th>返済開始月</th></tr> <tr> <td>11 月から 4 月に属する場合</td><td>6 月</td></tr> <tr> <td>5 月から 10 月に属する場合</td><td>12 月</td></tr> </table>	貸 付 日	返済開始月	11 月から 4 月に属する場合	6 月	5 月から 10 月に属する場合	12 月								
貸 付 日	返済開始月														
11 月から 4 月に属する場合	6 月														
5 月から 10 月に属する場合	12 月														

第3節 返済について / 1 通常返済

項 目	摘 要
(6) 1 回当りの返済額	ア 毎月返済 (7) 互助組合で借入れをしている貸付金の毎月の返済額の合計が、給料月額$\frac{1}{3}$以内（総返済額には共済組合等の貸付の返済額を含む。）とする。 (イ) 住宅資金の場合 互助組合で借入れている貸付金及び住宅資金に係るすべての返済金、共済組合等の貸付の返済額の合計が、現職組合員及び同居人の収入月額の30%以内とする。 イ ボーナス返済 期末勤勉手当から控除できる金額とする。 ウ 初回の返済額 貸付日により、返済シミュレーションで得た返済額と異なる。 エ 最終回の返済額 最終回直前の貸付残額に係る1か月当りの利息を加えた額とする。
(7) 返済シミュレーション	互助組合ホームページで返済シミュレーションができる。 [返済シミュレーション例] 8月25日の貸付を申込み場合 ★ 借入月: 2・8 月 ※ 送金予定月を選択してください。 ★ 借入種別: オートローン ※ 貸付種別を選択してください。 ★ 借入金額内訳: 毎月払い 1800000 円, ボーナス払い 1200000 円 ★ 総借入金額: 3000000 円 ※ 新規借入の場合、10万円単位で入力してください。 ★ 返済回数: 毎月払い 120 回, ボーナス払い 20 回 ※ 毎月払い: 原則120回以内・教育、奨学金は240回以内・住宅貸付は360回以内 ※ ボーナス払い: 毎月払いの回数を6で除した回数の範囲以内 クリア 計算 ★ 毎回の返済額: 月払い 16,402 円, ボーナス払い 65,635 円 ア 借入月 ボーナス払いを希望する場合には、借入月から初回までの返済期間（据置期間）によって返済額が異なるので、借入月を選択する。 「借入月」→借入を希望する8月25日の「2・8月」を選択する。

第3節 返済について / 1 通常返済

項 目	摘 要														
	(借入月とボーナス返済の据置期間) <table border="1"> <tr> <th>借入月</th><th>据置期間</th></tr> <tr> <td>1月・7月</td><td>5か月</td></tr> <tr> <td>2月・8月</td><td>4か月</td></tr> <tr> <td>3月・9月</td><td>3か月</td></tr> <tr> <td>4月・10月</td><td>2か月</td></tr> <tr> <td>5月・11月</td><td>1か月</td></tr> <tr> <td>6月・12月</td><td>6か月</td></tr> </table> イ 借入種別 貸付種別で貸付利率が異なるので、希望する貸付種別を選択する。 「借入種別」→借入を希望する「オートローン」を選択する。 ウ 借入金額内訳 借入金を毎月払い又はボーナス払いに希望する金額（10 万円単位）で振り分ける。 「借入金額内訳」→借入金額 3,000,000 円の場合、 毎月払いに「1,800,000 円」 ボーナス払いに「1,200,000 円」を入力する。 エ 返済回数 貸付種別の返済回数以内で希望する返済回数を入力する。 「返済回数」→毎月払いに「120 回」ボーナス払いに「20 回」を入力する。 オ 計算 入力した条件で返済シミュレーションする場合は、「計算」をクリックする。 「計算」をクリック→返済額として毎月払い「16,402 円」、ボーナス払い「65,635 円」が計算される。	借入月	据置期間	1月・7月	5か月	2月・8月	4か月	3月・9月	3か月	4月・10月	2か月	5月・11月	1か月	6月・12月	6か月
借入月	据置期間														
1月・7月	5か月														
2月・8月	4か月														
3月・9月	3か月														
4月・10月	2か月														
5月・11月	1か月														
6月・12月	6か月														
(8) 資格喪失及び休職（休業）した場合	現職組合員（一般組合員）の資格を喪失した者（現職組合員の死亡及び現職組合員（一般組合員）の死亡で相続人が相続放棄をした場合を含む。）及び休職者（休業者）の掛金（会費）弁済金等、支給する給付金等から一括控除する。														

第3節 返済について / 2 一括返済

項 目	摘 要
	貸付金残額を一括返済する場合は、一括返済を希望する月の前月末日までに「一括弁済申出書」を所属所（所属所長、互助組合事務取扱者）経由で互助組合（県事務局）に提出する。 互助組合から送付される「振込依頼書」をもって指定する金融機関に振り込む。
(1) 提出書類	一括弁済申出書 ※互助組合ホームページからダウンロードする。
(2) 申出書の提出期限	一括返済する月の前月の末日必着 ただし、末日が休日等の場合は、その前日とする。
(3) 一括返済の期間	5月から翌年2月 (3月、4月を除く)
(4) 一括返済できる貸付種別	生活資金、生活資金（災害）、生活資金（オートローン）、購入資金（物資購入）、奨学資金、教育資金、結婚資金、住宅資金、生活福祉資金
(5) 一括返済する金額	ア 毎月払いの貸付残額 掛金及び貸付金内訳書又は償還表に記載されている残額 イ ボーナス払いの貸付残額 直近のボーナス返済月から一括返済をする月までの経過利息を加算したものが貸付残額。 経過利息の計算方法は、「第1節8 貸付残額の確認（計算方法）」407ページを参照 ウ 償還猶予金を返済中の場合 (ア) 掛金及び貸付金内訳書に記載されている貸付金残額に償還猶予をした返済金の利息部分の残額を加算する。 (イ) 掛金及び貸付金内訳書に記載されている貸付金残額には、償還猶予をした返済金の利息部分が含まれていないので、猶予金残額を互助組合に問い合わせる。
(6) 一括返済の手順	ア 申出書の提出 現職組合員は、「一括弁済申出書」を一括返済を希望する前月の末日までに所属所経由（所属所長、互助組合事務取扱者）で互助組合に提出する。 イ 貸付金残額の振込手続き (ア) 互助組合から所属所を経由して送付される通知により、その月の末日までに指定の金融機関に振り込む。 (イ) ATM又はインターネットバンキングにて、振込手数料は「受取人（互助組合）負担」で振り込む。

第3節 返済について / 2 一括返済

項 目	摘 要
(7) 留意点	ウ 給与控除の中止 一括返済をした翌月から、返済金の給与控除が中止となる。 ア 償還猶予中の場合 一括弁済はできない。 イ 振込期限以降の経過利息 期日以降の振込みの場合には、相当の経過利息を徴収する。 ウ 完済証明書等の発行 金融機関等への提出するための互助組合貸付金の完済証明書を希望する場合は、「貸付金証明書発行願」にて申請する。 申請方法は、「第4節貸付金証明書の発行について」(456 ページ)を参照 エ 住宅借入金等特別控除の適用 「年末残高証明書」(11月)発行後に、一括返済した場合はその証明書は無効となる。住宅借入金等特別控除は適用されない。

第3節 返済について / 3 一部繰上償還

項 目	摘 要						
	貸付金残額の一部を返済する場合は、一部繰上償還を希望する月の前月末日までに「一部繰上償還申出書」を所属所（所属所長、互助組合事務取扱者）経由で互助組合（県事務局）に提出する。 互助組合から送付される「振込依頼書」をもって指定する金融機関に振り込む。 一部繰上償還をした翌月から返済方法（返済金額、返済期間）が変更となる。なお、短縮した返済期間を延長することはできない。						
(1) 提出書類	一部繰上償還申出書（様式号） ※互助組合ホームページからダウンロードする。						
(2) 申出書の提出期限	一部繰上償還をする月の前月末日必着 ただし、休祝日の場合は、その前日とする。						
(3) 一部繰上償還できる期間	5月から翌2月 （3月、4月を除く）						
(4) 一部繰上償還できる貸付種別	生活資金、生活資金（災害）、生活資金（オートローン）、購入資金（物資購入）、奨学資金（返済中）、教育資金、結婚資金、住宅資金、生活福祉資金						
(5) 繰入額	ア 繰入額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>返済方法</th><th>繰入額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎月返済のみ</td><td>10万円以上（1円単位）</td></tr> <tr> <td>ボーナス返済併用</td><td>20万円以上（1円単位）</td></tr> </tbody> </table> イ ボーナス返済併用の場合 (ア) 繰入金額の2分の1以上をボーナス返済に係る貸付残額に繰入れる。ただし、ボーナス返済に係る貸付残額を完済する場合を除く。 (イ) 毎月返済のみの繰入れはできない。 ウ 償還猶予金を返済中の場合 (ア) 繰入金額は、償還猶予金の残額以上とする。 (イ) 掛金及び貸付金内訳書に記載されている貸付金残額には、償還猶予をした返済金の利息部分が含まれていないので、猶予金残額を互助組合に問い合わせる。	返済方法	繰入額	毎月返済のみ	10万円以上（1円単位）	ボーナス返済併用	20万円以上（1円単位）
返済方法	繰入額						
毎月返済のみ	10万円以上（1円単位）						
ボーナス返済併用	20万円以上（1円単位）						

第3節 返済について / 3 一部繰上償還

項 目	摘 要																											
(6) 繰入後の返済方法	ア 繰入と返済方法																											
	<table><tr><th rowspan="2">返済方法</th><th colspan="2">繰入の有無</th><th colspan="2">返済方法の可否</th></tr><tr><th>毎 月</th><th>ボーナス</th><th>毎 月</th><th>ボーナス</th></tr><tr><td>毎月返済のみ</td><td>有</td><td>--</td><td>可</td><td>--</td></tr><tr><td rowspan="3">ボーナス返済併用</td><td>無</td><td>有</td><td>可</td><td>可</td></tr><tr><td>有</td><td>有</td><td>可</td><td>可</td></tr><tr><td>有</td><td>完済</td><td>可</td><td>--</td></tr></table>	返済方法	繰入の有無		返済方法の可否		毎 月	ボーナス	毎 月	ボーナス	毎月返済のみ	有	--	可	--	ボーナス返済併用	無	有	可	可	有	有	可	可	有	完済	可	--
	返済方法		繰入の有無		返済方法の可否																							
		毎 月	ボーナス	毎 月	ボーナス																							
	毎月返済のみ	有	--	可	--																							
	ボーナス返済併用	無	有	可	可																							
		有	有	可	可																							
		有	完済	可	--																							
	イ 返済回数																											
	(ア) 毎月返済 一部繰上償還をする月の翌月を起算に残りの返済回数以内とする。																											
(イ) ボーナス返済 一部繰上償還後に設定した毎月返済の返済回数を6で除した返済回数以内とする。																												
ウ 返済期間の変更																												
(ア) 一部繰上償還をして短縮した返済回数は延長することはない。																												
(イ) 返済期間を短縮することで住宅借入金等特別控除の「対象外」となることがあるので、一部繰上償還前に要件を確認する。																												
(7) 1回当りの返済額	互助組合ホームページで返済シミュレーションする。																											
	ア 繰入月																											
	(ア) 繰入月を借入月に置き換えて返済シミュレーションをする。																											
	(イ) 5月と11月に一部繰上償還をする場合 最初に迎える返済までの期間の関係で、互助組合ホームページの返済シミュレーションは利用できないので、互助組合まで問い合わせる。																											
	イ 毎月返済																											
	(ア) 1回当りの返済額が、給料月額の3分の1以内とする。(貸付条件と同じ)																											
	(イ) 一部繰上償還後の貸付残額を貸付金に置き換え、繰入後の希望返済回数で1回当りの返済額をシミュレーションする。																											
	ウ ボーナス返済																											
	(ア) 期末勤勉手当から控除できる金額とする。																											
	(イ) 一部繰上償還後の貸付残額を貸付金に置き換え、繰入後の毎月返済の返済回数を6で除した返済回数以内で1回当りの返済額をシミュレーションする。																											

第3節 返済について / 3 一部繰上償還

項 目	摘 要
(8) 貸付残額の確認	ア 毎月払いの貸付残額 掛金及び貸付金内訳書又は償還表に記載されている残額 イ ボーナス払いの貸付残額 直近のボーナス返済月から一部繰上償還をする月までの経過利息を加算したものが貸付残額となる。 経過利息の計算方法は、「第1節6 貸付利率」(406 ページ)を参照 ウ 償還猶予金を返済中の場合 (ア) 掛金及び貸付金内訳書に記載されている貸付金残額に償還猶予をした返済金の利息部分の残額を加算する。 (イ) 掛金及び貸付金内訳書に記載されている貸付金残額には、償還猶予をした返済金の利息部分が含まれていないので、猶予金残額を互助組合に問い合わせる。
(9) 一部繰上償還の手順	ア 申出書の提出 現職組合員は、「一部繰上償還申出書」を一部繰上の償還を希望する前月末日までに所属所(所属所長、互助組合事務取扱者)経由で互助組合(県事務局)に提出する。 イ 繰入金の振込手続き (ア) 互助組合から所属所を経由して送付される通知により、その月の末日までに指定の金融機関に振り込む。 (イ) ATM又はインターネットバンキングにて、振込手数料は「受取人(互助組合)負担」で振り込む。 ウ 給与控除の変更又は中止 一部繰上償還をした月の翌月から、返済金の給与控除額又は返済期間が変更(中止)となる。
(10) 新償還表の送付	一部繰上償還後の償還表は、一部繰上償還をした月の翌月に所属所経由で送付する。
(11) 留意点	ア 償還猶予金の返済中の場合 償還猶予金残額以上の金額を一部繰上償還する。 イ 振込期限以降の経過利息 期日以降の振込みとなる場合には、相当の経過利息を徴収する。 ウ 一部繰上償還できない貸付種別 購入資金(自動車保険)、購入資金(組織グループ保険料) エ 住宅借入金等特別控除の適用 「年末残高証明書」(11月)発行後に、一部繰上償還した場合はその証明書は無効となるので、一部繰上償還後の「年末残高証明書」を所属所経由で送付する。

第3節 返済について / 4 償還猶予

項 目	摘 要
	育児休業の期間内において、貸付金の返済を猶予することができる。猶予した返済金は、猶予期間終了後月の翌月の給料から通常の返済金と猶予した返済金の合計を返済する。
(1) 提出書類	償還猶予申出書 ※互助組合ホームページからダウンロードする。
(2) 申出書の提出期限	償還猶予を希望する月の前月 20 日必着 ただし、休祝日の場合は、その前日とする。
(3) 対象者	育児休業を認められた者
(4) 償還猶予できる貸付種別	生活資金、生活資金（災害）、生活資金（オートローン）、購入資金（物資購入）、奨学資金（返済中）、教育資金、結婚資金、住宅資金、生活福祉資金
(5) 償還猶予の期間	育児休業を認められた（又は申し出をした）期間内で、希望する期間とする。ただし、返済再開時に償還猶予期間以上の返済回数がある場合に限る。 ア 開始月 （ア） 育児休業開始日の属する月から償還猶予できる。 （イ） 償還猶予申出書を受理した日の翌月から償還猶予が開始となる。 イ 終了月 育児休業終了日の属する月まで償還猶予できる。 ウ 期間の変更（延長・短縮） 期間を変更する場合は、「償還猶予申出書」を互助組合（県事務局）に変更する月の前月 20 日までに提出する。
(6) 償還猶予した返済金の返済	ア 返済再開 （ア） 毎月返済 育児休業終了後の翌月（又は、希望した償還猶予終了月）から返済再開とする。 （イ） ボーナス返済 償還猶予終了後、最初に迎える期末勤勉手当から返済再開とする。 （ウ） 返済回数 償還猶予した回数と同じ返済回数とする。 （エ） 給与等からの控除額 通常の返済金と償還猶予した返済金の合計を給料から控除する。

第3節 返済について / 4 償還猶予

項 目	摘 要
	(オ) 利息の徴収 償還猶予した返済金に係る利息は徴収しない。
(7) 償還表の送付	償還猶予した返済金と通常返済の返済金を記載した償還表を償還猶予終了月の翌月（返済再開月）に所属所経由で送付する。
(8) 償還猶予できない貸付	ア 貸付種別 購入資金（組織グループ保険料） イ 返済の期間 (ア) 育児休業期間中に返済の最終回をむかえるとき (イ) 返済再開時の通常返済の残りの返済回数が、償還猶予回数未満となるとき ウ 償還猶予金の再猶予 償還猶予した返済金を返済している者が、再度、育児休業を取得した場合、以前に償還猶予した返済金については、償還猶予できない。 エ 返済方法 個人口座からの口座振替による返済とする。
(9) 償還猶予の事例	[償還猶予可否の事例] 住宅資金の返済回数 240 回、既納回数 194 回、返済月額 30,123 円の場合 ア 償還猶予できる事例 (ア) 償還猶予の希望期間 育児休業中の通常返済の 195 回から 206 回までの 12 回を償還猶予として希望する。 (イ) 返済再開時の返済期間 返済再開時から償還猶予金を通常返済の 207 回から 218 回までの 12 回で返済する。通常返済の最終回（240 回）までに完済できるので償還猶予可能となる。 返済回数 通常返済 猶予金の返済 195 回 206 回 207 回 218 回 219 回 240 回 猶予 12 回 残返済 34 回 返済額 30,123 円 返済 12 回 返済額 30,123 円

第3節 返済について / 4 償還猶予

項 目	摘 要
	イ 償還猶予ができない事例 (ア) 償還猶予の希望期間 育児休業中の通常返済の195回から218回までの24回を償還猶予として希望する。 (イ) 返済再開時の返済期間 返済再開時から償還猶予金を通常返済の219回から24回で返済すると、通常返済の最終回(240回)を超えることになるので償還猶予不可となる。 返済回数 195回 218回 219回 240回 242回 回 通常返済 猶予24回 返済22回 ●-----▶ ●-----▶ 猶予金の返済 (×) 返済24回 ●-----▶
(10) 償還猶予を希望しない場合	ア 育児休業期間中も返済を継続する場合は、育児休業開始前に互助組合まで電話にて申し出る。 イ 返済方法 個人口座からの口座振替による返済とする。
(11) 留意点	ア 一括弁済及び一部繰上償還の扱い (ア) 償還猶予期間中は、一括弁済及び一部繰上償還はできない。 (イ) 償還猶予した返済金を返済中の場合 一括弁済又は一部繰上償還を希望する場合は、償還猶予したすべての返済金残額を含んだ額とする。 (ウ) 返済猶予した返済金の残額は、掛金及び貸付返済金内訳書に記載されていないので、互助組合まで問い合わせる。

第3節 返済について / 5 休職・休業期間中の貸付金の返済方法

項 目	摘 要
	育児休業中は償還猶予を希望することができるが、傷病無給、介護休業及び介護欠勤は償還猶予できないので、原則、個人口座からの口座振替による返済とする。ただし、返済期間が短期間の場合は、送付される通知書により指定する金融機関口座に振り込む。 分限無給休職、大学修学休業、自己啓発休業、市町派遣の場合は、個人口座からの口座振替による返済とする。組合専従の場合は、勤務する所属所にて給与から控除する。 個人口座からの口座振替の場合は、「預金口座振替依頼書（互助組合の専用紙）」にて金融機関での手続きが必要となる。
(1) 育児休業	ア 償還猶予をすることができる貸付種別の場合 「第3節 4 償還猶予」448 ページを参照 イ 償還猶予をしない（できない）貸付種別の場合 (ア) 個人口座からの口座振替により返済を継続する。 (イ) 互助組合から送付される「預金口座振替依頼書（互助組合の専用紙）」にて金融機関での手続きをする。 ウ 購入資金（組織グループ保険） (ア) 育児休業期間中 静岡県教職員生活協同組合からの連絡により手続きをする。 (イ) 育児休業の開始日が月の途中の場合 給料から控除する。 ただし、控除不能となった場合は、互助組合から所属所を経由して送付される通知により、その月の末日までに指定の金融機関に振り込む。ATM 又はインターネットバンキングにて、振込手数料は「受取人（互助組合）負担」で振り込む。
(2) 傷病無給	ア 互助組合から所属所を経由して送付される通知により、その月の末日までに指定の金融機関に振り込む。ATM 又はインターネットバンキングにて、振込手数料は「受取人（互助組合）負担」で振り込む。 イ 購入資金（組織グループ保険） (ア) 傷病無給期間中 静岡県教職員生活協同組合からの連絡により手続きをする。 (イ) 傷病無給の開始日が月の途中の場合 給料から控除する。 ただし、控除不能となった場合は、互助組合から所属所を経由して送付される通知により、その月の末日までに指定の金融機関に振り込む。ATM 又はインターネットバンキングにて、振込手数料は「受取人（互助組合）負担」で振り込む。

第3節 返済について / 5 休職・休業期間中の貸付金の返済方法

項 目	摘 要
(3) 介護休業	給料から控除不能となったとき、互助組合から所属所を経由して送付される通知により、その月の末日までに指定の金融機関に振り込む。ATM 又はインターネットバンキングにて、振込手数料は「受取人（互助組合）負担」で振り込む。
(4) 分限無給	ア 毎月、個人口座からの口座振替により返済を継続する。 イ 休職前に、互助組合に口座振替手続きについて問い合わせ、「預金口座振替依頼書（互助組合の専用紙）」にて金融機関での手続きをする。
(5) 大学院修学休業	ア 毎月、個人口座からの口座振替により返済を継続する。 イ 休職前に、互助組合に口座振替手続きについて問い合わせ、「預金口座振替依頼書（互助組合の専用紙）」にて金融機関での手続きをする。
(6) 自己啓発休業	ア 毎月、個人口座からの口座振替により返済を継続する。 イ 休職前に、互助組合に口座振替手続きについて問い合わせ、「預金口座振替依頼書（互助組合の専用紙）」にて金融機関での手続きをする。

第3節 返済について / 6 人事異動に伴う貸付金の返済方法

項 目	摘 要
(1) 市町教育委員会への異動	ア 給与控除できる所属所 勤務する所属所において、給与控除の手続きがされる。 静岡市教育委員会・浜松市教育委員会・沼津市教育委員会 イ 給与控除できない所属所 毎月、個人口座からの口座振替により返済を継続する。
(2) 市立高等学校への異動	勤務する所属所において、給与控除の手続きがされる。
(3) 静岡大学附属学校への異動	勤務する所属所において、給与控除の手続きがされる。
(4) 組合専従	勤務する所属所において、給与控除の手続きがされる。
(5) 現職派遣	毎月、個人口座からの口座振替により返済が継続となる。 異動前に、互助組合に口座振替手続きについて問い合わせる。
(6) 市町派遣	毎月、個人口座からの口座振替により返済が継続となる。 異動前に、互助組合に口座振替手続きについて問い合わせる。
(7) 知事部局等への出向	個人口座からの口座振替により返済を継続することができる。
(8) 割愛退職（県外転出）	貸付金残額は、一括返済となる。 静岡県教職員互助組合の貸付を他県の互助会（組合）に引き継ぐことはできない。

第3節 返済について / 7 退職（組合員資格喪失）に伴う返済

項 目	摘 要
(1) 返済方法	組合員資格を喪失（退職、死亡等）したとき、貸付残額を直ちに清算する。 ア 退職手当から控除する。 退職日の翌日から退職手当支給日までの経過利息が加算される。 イ 退職手当から全額控除できない場合 退職慰労金等給付金を充当する。 ウ 退職慰労金等給付金で全額充当できない場合 互助組合から所属所を経由して送付される通知により、期日までに指定の金融機関に振り込む。ATM 又はインターネットバンキングにて、振込手数料は「受取人（互助組合）負担」で振り込む。 エ 留意点 (ア) 退職手当で全額控除できないことが予想される場合は、事前に互助組合まで問い合わせる。 (イ) 完済まで経過利息が生じる。
(2) 死亡退職の場合	ア 「退職手当からの未償還貸付元利金の控除に関する承諾書」の提出 退職手当等を受給する遺族から「退職手当からの未償還貸付元利金の控除に関する承諾書」に署名、捺印をもらい提出する。 (ア) 提出書類 退職手当からの未償還貸付元利金の控除に関する承諾書 ※互助組合ホームページよりダウンロードする。 イ 住宅資金の場合（団体信用生命保険の適用） 団体信用生命保険の適用が受けられる死亡の場合、承諾書は不要となり、保険申請をするための書類を提出する。 (ア) 債務の消滅 保険事故（死亡又は高度障害）に該当したときは、債務残高相当の保険金が互助組合に支払われ、遺族の債務は消滅する。 (イ) 手続き 保険申請の手続きは互助組合に問い合わせる。 ウ 現職組合員の死亡（現職組合員の死亡で相続人が相続を放棄した場合を含む）には、支給する給付金等から一括控除する。
(3) 割愛退職の場合	貸付金残額は、一括返済する。 静岡県教職員互助組合の貸付を他県の互助会（組合）に引き継ぐことはできない。

第3節 返済について / 8 60歳に達した翌年度からの返済方法の変更

項 目	摘 要																		
	定年年齢引上げに伴う60歳に達した翌年度から給与の減額措置がとられ、貸付返済金の給与に占める割合が増え日常生活への影響が予想されるため、60歳に達した翌年度4月から1回当たりの弁済額を変更することができる。																		
(1) 対象者	給料減額措置により弁済額が給料の3分の1を超えると見込まれる者																		
(2) 返済方法	毎月又はボーナス払いの1回当たりの弁済額を変更することができる。																		
(3) 手続き	ア 弁済額の変更を希望する者は、互助組合事務取扱者を經由し互助組合まで電話にて連絡をする。 イ 互助組合は、弁済額の変更手続きの詳細を説明し、所定様式（提出用）を所属所に送付する。																		
(4) 提出書類	互助組合貸付金の返済方法申出書 ※互助組合ホームページ、未掲載																		
(5) 返済額変更の例	[返済額変更の例] 令和○年3月現在、給料月額 413,367 円、互助組合貸付金について毎月 120,000 円で弁済している時 ■ 令和○年3月現在 給料月額が 413,367 円で、毎月、互助組合貸付金として 120,000 円を弁済している。 <table border="1"> <tr> <td>給 料 月 額</td><td>413,367 円</td></tr> <tr> <td>互助組合貸付金の毎月の弁済額</td><td>120,000 円</td></tr> <tr> <td>弁済額の給料に占める割合</td><td>29.0%</td></tr> </table> ■ 令和○年4月以降 ☐ 変更しない場合 給料月額が 289,356 円で、毎月、互助組合の貸付金として 120,000 円を変更せずに弁済する。 <table border="1"> <tr> <td>給 料 月 額</td><td>289,356 円</td></tr> <tr> <td>互助組合貸付金の毎月の弁済額</td><td>120,000 円</td></tr> <tr> <td>弁済額の給料に占める割合</td><td>41.4%</td></tr> </table> ☐ 変更した場合 給料月額が 289,356 円で、毎月、互助組合の貸付金として 80,000 円に変更して弁済する。 <table border="1"> <tr> <td>給 料 月 額</td><td>289,356 円</td></tr> <tr> <td>互助組合貸付金の毎月の弁済額</td><td>80,000 円</td></tr> <tr> <td>弁済額の給料に占める割合</td><td>27.6%</td></tr> </table>	給 料 月 額	413,367 円	互助組合貸付金の毎月の弁済額	120,000 円	弁済額の給料に占める割合	29.0%	給 料 月 額	289,356 円	互助組合貸付金の毎月の弁済額	120,000 円	弁済額の給料に占める割合	41.4%	給 料 月 額	289,356 円	互助組合貸付金の毎月の弁済額	80,000 円	弁済額の給料に占める割合	27.6%
給 料 月 額	413,367 円																		
互助組合貸付金の毎月の弁済額	120,000 円																		
弁済額の給料に占める割合	29.0%																		
給 料 月 額	289,356 円																		
互助組合貸付金の毎月の弁済額	120,000 円																		
弁済額の給料に占める割合	41.4%																		
給 料 月 額	289,356 円																		
互助組合貸付金の毎月の弁済額	80,000 円																		
弁済額の給料に占める割合	27.6%																		

第4節 貸付金証明書の発行について

項 目	摘 要
1 住宅借入金等特別控除のための年末残高証明書	互助組合住宅資金は、住宅借入金等特別控除が適用されるので、所属所経由で「年末残高証明書」を送付する。 その他貸付に係る証明が必要な場合には、「貸付金証明書発行願」にて申し出る。 ア 証明書 当年の「住宅取得等特別控除のための年末残高証明書」 イ 発行時期及び送付先 11月中旬に所属所経由で送付する。 ウ 発行者 (ア) 当年10月までの新規貸付実行者 住宅資金貸付利用者と、当年度の住宅資金取得等特別控除の対象となる期間に貸付を受けた者 (イ) 当年11月、12月の新規貸付実行者 翌年1月に送付する。 エ 留意点 (ア) 貸付金借用申込書に記載された「申込事由」で抽出して発行する。住宅資金借用申込書に記載した「申込事由」が要件に該当していない場合は発行されない。 (イ) 年末残高証明書が発行された場合でも、税法上の要件に該当していない場合は使用できない。 要件等に関する詳細は、最寄りの税務署に問い合わせる。 (ウ) 11月、12月に一括弁済をした場合 11月に発行した残高証明書は使用できない。 (オ) 11月、12月に一部繰上償還をした場合 11月に発行した残高証明書は使用できないので、翌年1月に再発行する。
2 その他貸付金に係る証明書	互助組合貸付金に係る残高証明等が必要な場合には、「貸付金証明書発行願」にて申し出る。 ア 提出書類 貸付金証明書発行願 ※互助組合ホームページよりダウンロードする。 イ 発行時期 「発行願」受領後、1週間程度 ウ 送付先 発行願の「送付先」欄に送付を希望する所属所又は自宅先を記入する。ただし、金融機関等（業者）に送付することはできない。 エ 証明書の事例 (ア) 互助組合貸付金の資格証明書の発行 (イ) 互助組合貸付金の完済証明書

貸付関係様式一覧表

1 互助組合ホームページからダウンロードできる様式

名 称	備 考
貸付金借用申込書	
奨学資金借用申込書	
住宅資金借用申込書	
住宅資金／建築確約書	
住宅資金／建築同意書	
住宅資金／完了報告書	
住宅資金／完了遅延申請書	
住宅資金／計画変更申請書	
一括返済申出書	
一部繰上償還申出書	
償還猶予申出書	
退職手当からの未償還貸付元利金の控除に関する承諾書	
貸付金証明書発行願	

2 専用紙のため互助組合から取り寄せる様式
団体信用生命保険関係

名 称	備 考
静岡県教職員互助組合団体信用生命保険加入申込書兼告知書	